

平成 2 1 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成 2 0 年 7 月 1 7 日

全 国 知 事 会

序

地方分権改革推進委員会が第1次勧告を取りまとめ、これを受け、政府の地方分権改革推進本部において、地方分権改革推進要綱（第1次）が決定された。これにより、第二期地方分権改革の第一歩が記された。

この第二期改革は、地方分権改革推進法の下、これまで培ってきた地方分権改革の成果や三位一体の改革の実績を踏まえ「未完の改革」を完結させる改革である。

地方分権改革推進法は、「地方分権改革の推進は、（略）地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととしており、地方分権の推進こそ国民の求める日本再生の道である。

政府及び地方分権改革推進委員会においては、第1次勧告及び第2次勧告に向けての本会の提言を踏まえ、全力を挙げて第二期地方分権改革に取り組まれることを強く求めるものである。

本会は今再び英知を結集させ、住民のための『真の地方自治確立』を目指し、改革完結に向け邁進していく所存である。政府においては『地方の活力なくして国の活力はない』の旗印の下、官僚主導ではなく政治主導で改革を推進することを強く望む。

地方は、これまで市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。今後も引き続き行財政改革に取り組み、更に効率的な行財政運営に努め、住民サービスの一層の向上を図る決意である。国においても、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

本会は、以上のような地方行財政を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「平成21年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を取りまとめ、特に、地方分権型社会の構築に向けた政策提案においては、真の地方自治確立に向けた地方分権改革を更に推進する観点から、第二期分権改革において、第1次勧告については、地方分権改革推進法の趣旨に沿った具体化、具体的な移譲内容の明示、基礎自治体への権限移譲の促進、第2次勧告に向けては、国の出先機関の抜本的な見直し、法制的な仕組みの横断的な見直し、地方税財源の充実強化、「(仮)地方行財政会議」の設置を求めるとともに、新たに「地方財政の展望と地方消費税の充実」、「道路財源の「一般財源化」における「地方枠」の確保・充実等」について提案することとした。

また、政策要望においては、地方財政の安定的な運営を確保するため、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額の確保などを引き続き求めるほか、地方が主役となる消費者行政の見直し(新規)、農林水産業・中小企業の振興、社会資本整備の推進、少子・高齢化の急速な進展を踏まえた社会福祉及び保健医療対策・次世代育成支援対策、教育施策、資源エネルギー対策、環境保全対策の推進、過疎地域振興対策の強化拡充(新規)などについて要望している。

平成21年度の本提案・要望書において取りまとめた政策提案項目及び27項目の政策要望項目は、いずれも都道府県の円滑な行財政運営を確保する上で必要な措置を国に対し求めるものであり、国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらを早急に実現するよう強く要請する。

目 次

《政策提案》 - 第二期分権改革を強力に推進 -

- 1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について 1
 ~ 第二期地方分権改革を強力に推進 ~
- 2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について 11

《政策要望》

【地方行財政関係】

- 1 地方税財政対策について 12
- 2 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について 17
- 3 道州制に関する基本的考え方について..... 18
- 4 地方が主役となる消費者行政の見直しについて..... 20

【農林・商工関係】

- 1 農業の振興について 22
- 2 林業の振興について 26
- 3 水産業の振興について 30
- 4 中小企業の振興について 33

【建設・運輸関係】

- 1 社会資本整備の推進等について 35

| | |
|---------------------------------|----|
| 2 地方振興の推進について | 46 |
| 【社会・文教関係】 | |
| 1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について | 49 |
| 2 次世代育成支援対策の推進について | 58 |
| 3 人権の擁護に関する施策の推進について | 61 |
| 4 雇用対策の推進について | 63 |
| 5 教育施策の推進について | 65 |
| 【エネルギー・環境関係】 | |
| 1 資源エネルギー対策の推進について | 72 |
| 2 環境保全対策の推進について | 81 |
| 【災害対策・国民保護関係】 | |
| 1 災害対策の推進について | 91 |
| 2 国民保護の推進について | 93 |
| 【国際化・基地・領土・拉致・難民・座礁船舶関係】 | |
| 1 地域国際化の推進について | 95 |
| 2 基地対策の推進について | 97 |
| 3 北方領土及び竹島問題の早期解決について | 99 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 4 拉致問題の早期解決について | 100 |
| 5 難民漂着事案等に対する体制とマニュアル等の整備について..... | 102 |
| 6 座礁放置された外国船舶の処理等について..... | 103 |

【地域情報化関係】

| | |
|----------------------|-----|
| 1 地域情報化の推進について | 104 |
|----------------------|-----|

【過疎対策関係】

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 過疎地域振興対策の強化拡充について | 108 |
|---------------------------|-----|

《政策提案》

— 第二期地方分権改革を強力に推進 —

1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について ～ 第二期地方分権改革を強力に推進～

地方分権改革推進委員会が第1次勧告を取りまとめ、これを受け、政府の地方分権改革推進本部においては、地方分権改革推進要綱（第1次）が決定されたところである。

地方分権改革の推進は、地方分権改革推進法に規定されているとおり、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものである。

推進要綱を具体化し、さらに力強く分権改革を進めるためには、地方への税源移譲を含む税財政構造の改革や、二重行政を解消するための国の組織改革が欠かせない。

内閣においては、勧告を尊重し、地方分権改革推進委員会の活動へのさらなる支援など、福田総理の強い政治的リーダーシップの下、真の地方分権改革の実現に取り組まれるよう強く要望する。

【背景・理由】

『第一次地方分権改革』では、地方を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変え一定の成果を見ることができた。

しかし、税財政に焦点を当てた「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲がなされたものの、国の強い関与を残したまま国庫補助負担率の引き下げや、地方交付税の大幅な削減など、地方の行財政基盤の確立という点では不本意な結果に終わり、国の財政再建が優先され、地方分権改革の視点からは極めて不十分なものとどまったと言わざるを得ない。

第二期地方分権改革は、地方分権改革推進法の下、これまで培ってきた地方分権改革の成果や三位一体の改革の経緯を踏まえ「未完の改革」を完結させる改革である。改革完結に向けて地方は、今再び英知を結集させ邁進していく所存である。政府においては『地方の活力なくして国の活力はない』の旗印の下、官僚主導ではなく政治主導で改革を推進することを強く望むものである。

また、分権改革は地方が単独で進めているのではなく、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かすことが重要である。さらに、地方は、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりを行い、住民から信頼される自治体の姿を描き、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示すことが求められている。

我々は、この改革が進む先に『真の地方分権』があり、分権改革の究極の目的である「ゆとりと豊かさを実感できる社会」が実現できると確信している。

内閣においては、我々のこの重大な決意を重く受け止め、十分理解し、以下に掲げる事項を実現されることを求める。

第二期地方分権改革 住民本位の豊かな地域づくりの実現に向けて

「住民本位の豊かな地域づくり」が、全国各地で展開されるためには、国の画一的で硬直的な中央集権体制を抜本的に改革し、分権型社会へ転換を図らなければならない。

地方分権改革推進法は、「地方分権改革の推進は、(略)地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととしており、地方分権の推進こそ国民の求める日本再生の道である。

地方分権改革推進委員会においては、第1次勧告が出されたところであり、これから数次にわたる勧告が行われる予定であるが、政府及び地方分権改革推進委員会においては、以下の提言を踏まえ、全力を挙げて第二期地方分権改革に取り組みられることを強く求める。

(1) 第1次勧告について

ア 地方分権改革推進法の趣旨に沿った具体化を

地方分権改革推進委員会は、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての地方政府の確立を目指し、昨年11月に「中間的な取りまとめ」を行い、本年5月には第1次勧告を提出し、これを受けて、政府は地方分権改革推進要綱(第1次)を決定した。

今後、地方政府の確立に向け、国の行政システムが変革され、地方分権改革が進展することを期待するものであるが、今般示された地方分権改革推進要綱では、農地制度をはじめ、第1次勧告よりも表現が曖昧になった部分もあるなど、各省庁が何ら具体的な根拠も示さないまま激しく抵抗しており、実現に向けて課題が多いのも事実である。また、権限移譲についても一定の方向性は示されたものの、全国知事会が昨年の提言で求めた権限移譲の項目からみれば不十分であり、権限と本来表裏一体の関係にある財源や組織・人員等については明確にされていない。

政府は表現が曖昧となっているすべての権限移譲について早急に結論を明確にするとともに、移譲範囲を広げるよう求める。

イ 具体的な移譲内容を明らかに

特に、道路・河川の権限移譲については、第2次勧告までに具体案を得ることとなっているが、財源や人員等の移譲について曖昧なままでは、権限の移譲は進むはずもなく、このような中途半端な事態は、これから行われる本格的な出先機関の廃止・縮小にブレーキをかける恐れさえあると考える。

したがって政府は、移譲範囲を出来るだけ広げる努力をするとともに、移

譲対象河川や道路の整備・管理に係る事務量、必要人員、予算等を明らかにした上で、移譲前と同水準の事務を執行するために必要な財源措置等の基本を速やかに示し、全国知事会さらには都道府県と移譲について協議することを強く求める。

ウ 基礎自治体への権限移譲の促進を

第1次勧告に示された、基礎自治体優先の原則及び市町村への権限移譲を進める方向性については、住民の意思が反映できる、自由度の高い行政運営が可能となるよう、全国知事会は市町村との十分な連携を図る中で、積極的に推進していくものであるが、政府においても様々な規制を排除し、財政措置、人的支援などについて、地方の意見を踏まえ、必要な推進方策を示すよう求める。

(2) 第2次勧告に向けて

地方分権の推進のためには、権限移譲と財源移譲そして国・地方を通じた組織の抜本改革は不可分のものであり、地方分権改革推進委員会においては、以下の事項に留意し第2次勧告を速やかに行うとともに、政府においては勧告の取りまとめに向け同委員会を積極的に支援するよう求める。

ア 国の出先機関の抜本的な見直しを

国の出先機関の見直しは、第二期地方分権改革にとって最も重要なテーマの一つであり、二重行政の排除や、地域の主体性を尊重した分権型行政システムの構築は、住民本位の地域づくりのためには欠かせないものである。

既に、全国知事会では、8府省17出先機関を対象として示した「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）を取りまとめ、提案したところであるが、地方分権改革推進委員会は第2次勧告において、この提言を踏まえ、出先機関の抜本的な改革につながる勧告をすべきである。また、勧告においては、権限移譲に併せて、必要となる財源を一体的に移譲することや、組織・人員の徹底した合理化の推進など大胆な改革についても明確にすべきである。

さらに、政府においては、「基本方針2008」に基づき、国の出先機関の抜本的な改革を実現するための計画を策定することとされているが、この計画においても、見直しに伴う地方に対する財源手当てや組織・人員について明確に位置づけるとともに、政治主導で、改革の具体的な内容とスケジュールを計画に明記すべきである。併せて、具体的な事務事業・税財源・職員の移譲等を進めるに当たっては、国と地方との間に検討・協議のための組織等を設置するなど、具体的な進め方や手順等を事前に十分に協議すべきである。

イ 法制的な仕組みの横断的な見直しを

義務付け・枠付け、関与の見直しと条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大については、第1次勧告で示されているとおり、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自由度を拡大する姿勢に立ち、「全国的に統一して定めることが必要な場合」等、義務付け・枠付けを許容するメルクマールについては、極力限定的にとらえて見直しを行うべきである。

また、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮の上で、地域の実情を踏まえ、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。

ウ 地方税財源の充実強化等を

地方分権の推進を図るためには、税源移譲を含め、地方税財源の充実強化を図ることが必要不可欠であり、今後の勧告において国と地方の税源配分について、まずは5：5を目指した、地方税財源の充実強化を適時適切に勧告すべきである。

その際には、地方消費税の充実等による税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことを基本方向とすべきである。

三位一体の改革においては、国庫補助負担金の削減に見合う地方税・地方交付税が措置されるべきであったにもかかわらず、地方交付税が削減され、地域間の格差が拡大してしまったが、「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、住民本位の地域づくりが可能となるよう、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すべきである。

併せて、地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、「地方共有税」の導入を求めるべきである。

また、国庫補助負担金に関しては、事務の執行に必要な財源を移譲した上で、国庫補助負担率の引き下げ等ではなく、総件数を半減するなど大幅な整理合理化を推進すべきである。

なお、国と地方の役割分担の中で、国の役割と整理される事務の財源については、全額を国が負担すべきである。

さらに、直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも速やかに廃止すべきである。

エ 地方との協議の場の設置を

地方の負担を伴う新たな事務事業等については、その企画・立案段階から地方と協議を行うとともに、「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すべきである。

偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

(1) 事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

地方分権改革推進委員会は、先般取りまとめた「第1次勧告」において、地方団体を「地方政府」と位置づけ、国の役割を限定し、国と地方の二重行政を排除すること、住民に身近な事務はできるだけ地方団体が担うことなどの基本方針を打ち出した。

また、政府においても、これを受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定し、地方団体への権限移譲等に取り組むこととしている。

今後、事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

(2) 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、国と地方の税源配分5：5を目指した税源移譲などにより、地方税源の充実を図ることが望ましいが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を求める。

地方財政の展望と地方消費税の充実

(1) 地方財政の現状と展望

三位一体の改革以降、国は地方一般財源総額を厳しく抑制

- ・平成16年度に、地方の一般財源総額は2.6兆円もの大幅削減が行われた。
- ・実質的な地方交付税は、15年度から18年度までに5.1兆円も減少し、交付税の財源保障・財源調整機能は大幅に弱体化、地域間格差を拡大し地方の疲弊を助長している。

財源不足は平成23年度に7.8兆円、基金も枯渇し、地方財政は破綻

- ・社会保障関係費等の増大で、財源不足は平成23年度に7.8兆円（仮に地方消費税に換算すれば3.0%相当）まで拡大する。
- ・基金残高も年々減少し、23年度までに枯渇するが、なお2.9兆円の財源不足が残る。

今後も懸命な行革努力を続けるが、行革のみでは窮状を打開できない

- ・職員数は、19年度までに28万人、22年度までにさらに8万人を削減する。
- ・また、職員給料や手当のカットは23年度までに1兆4,718億円に達する。

(2) 持続可能な行政サービスの提供のために

サービス水準の切下げによる財源不足の解消では限界に

- ・地方が担う住民サービスは、医療、福祉、教育など住民に身近で必要不可欠なものである。
- ・サービス切下げは、住民に心理的経済的負担を強いることになり困難かつ不適當である。
- ・今後も不断の行革努力を継続、しかし、それだけで多額の財源不足の解消は困難である。

持続可能な行政サービスの提供のために

- ・根本的な解決のためには、歳入増が必須であり、単に赤字減らしのための増税ではなく、必要なサービス水準の維持・充実のための財源確保が可能な税財政制度を再構築することが必要である。
- ・新たな負担について避けることなく議論し、理解を得ていく時期に来ている。

(3) 基幹税として「地方消費税」を充実すべき

地方消費税は、偏在性が小さく、景気変動の影響を受けにくい安定的な基幹税である。

消費税と合わせて全額を、年金等国の社会保障財源とする議論は、地方が社会保障に果たしている重要な役割や、地方消費税が経緯上も地方の固有財源であること、消費税が地方交付税の原資となっていることを顧みないものであり、容認できない。

今後、住民の方々に広く状況を説明して国民的議論を喚起していくことが重要である。

国政でも、本質的な税財政構造の再建に責任ある対応と展望を示すことを強く要望する。

地方交付税の復元・充実等

(1) 地方交付税総額の復元・充実

地方交付税総額が抑制される中で国の制度創設に伴う新たな交付税措置が増加。今や地方交付税は、国の施策実施を担保するものになっている。

地方の行財政運営は極めて厳しい状況に陥っており、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・充実を求める。

(2) 地方の財政需要の適切な積上げと格差是正

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げること。

併せて、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税の財源調整・財源保障機能の充実を求める。

(3) 地方財政を犠牲にしたプライマリーバランス改善の見直し

地方が徹底した歳出削減を実行している一方、国の一般歳出はむしろ増加傾向にある。国の財政再建のためにこれ以上地方財政を犠牲にすべきではない。

(4) 地方財政対策の確定等における地方意見の確実な反映

税体系の抜本的改革や道路特定財源の一般財源化などの制度改正はもとより、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定にあたっては、検討段階から地方と十分協議を行い、地方の意見を確実に反映する国と地方の協議の場を設けるよう求める。

道路財源の「一般財源化」における「地方枠」の確保・充実等

【「一般財源化」の前提】

今回、「一般財源化」が検討されている各税目については、そもそも道路利用者から徴収している税であることから、今回の「一般財源化」の議論には自ずから前提があるものと考え。すなわち、道路由来の財源は、まずは道路に関連する支出に充てるとともにこれまでの一世帯当たりの税負担の状況にも配慮することが納税者に対する受益と負担の関係の説明の上でも素直な考え方であり、必要な道路整備を疎かにして他の分野への支出を考えるとということにはならないものと考え。

その上で、地方の実情に応じ、環境や福祉の分野に振り向けることも可能となるよう、自由度が確保されることが必要である。

(1) 「地方枠」の確保・充実と地方の自由度の拡大

道路財源の「一般財源化」に当たっては、

少なくとも従来の財源がマクロ・ミクロ両方の観点で確保され（「量」の確保）、

その財源が道路に「しか」使えないものから道路「にも」使えるように自由度が拡大する（「質」の改善）

という2点が達成されることが必要である。

地方では、高速道路などの主要な幹線ネットワークの形成を始め、防災対策、通勤・通学、さらには救急医療などの面においても、依然として道路整備が必要である。「生活者の目線」（骨太の方針2008）で考えても、地方の道路は、住民にとって、生活を支え、命を守り、活力の基盤となるものである。

また、今後、過去に整備した道路に関する公債費・維持管理費の増大や老朽化した橋梁やトンネルの維持補修など更に財源を要する事情もある。

道路財源の「一般財源化」を検討するに当たっては、今後の道路整備や維持管理等に支障が生じないよう、国・地方合わせて必要な財源を確保していくことが必要である。

とりわけ、地方では、道路整備に関し様々なコスト削減努力をしているにもかかわらず、道路特定財源が「オーバーフロー」している国とは違い、地方の道路整備等における道路特定財源の充当割合は4割程度に止まっている。

地方分権を推進し住民の目線で必要な道路整備を進めていく観点からも、現在地方に配分されている財源（平成20年度当初予算ベース：約3.4兆円）を「地方枠」として確保するとともに、その充実を図ることを求める。

この場合、今後の道路整備等に必要な財源が各団体ごとに確保されるよう、現行制度の下での財源配分と大きなギャップが生じないようにすると同時に、これまで道路整備が遅れている地域に対してより重点的に配分するような枠組みとする必要がある。また、「一般財源化」の趣旨に添って、地方の自由度を拡大するような制度設計を求める。

併せて、最終的な団体間の調整が十分できるように、地方交付税の総額と財源保障・財源調整機能が確保・充実されることを要求する。

(2) 道路計画、道路行政の在り方

新たな道路中期計画の策定を始め今後の道路行政を考えるに当たっては、地方の意見を十分に聴き、その実態を反映するとともに、高速道路等の建設に係る路線決定等の手続きを透明化するなど、「分権化」、「透明化」の観点からの改革が必要である。

また、国の直轄事業については、道路整備の遅れている地域にとっては引き続き事業実施の必要が高いことにも配慮する必要があるが、その地方負担金については、原則として廃止するべきである。特に、維持管理に係る地方負担金については、早急に廃止するべきである。

なお、国土の骨格を形成する高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、地域の競争力発揮の基礎インフラとして大変重要であり、未だ未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。また、既に整備されている高速道路が十分に活用されるよう、有料道路料金の引き下げ等、既存高速ネットワークの効率的活用や機能強化を図る必要がある。

(3) 暫定税率失効に伴う歳入欠陥の補てん

今般の暫定税率の失効に伴い発生した地方の歳入欠陥のうち、自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税に係る減収分（約 6 6 0 億円）については、全額を地方特例交付金により補てんすること、また、揮発油税の減収に係る地方道路整備臨時交付金の減（約 3 0 0 億円）については、国庫補助事業費等と合わせて、当初予算額の全額に相当する額を措置することを政府に強く要求する。

行財政改革の推進

地方自治体はこれまで、市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

しかしながら、国においては、こうした地方の実態にもかかわらず、さらに厳しい歳出削減を地方に課す一方で、自らが実施すべき地方支分部局（出先機関）の廃止・縮小などは進められていない。

我々地方は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政基盤の強化に取り組む決意である。国は、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について

「地方の意見の反映」については、法整備等の面において一定の評価を行うが、意見聴取の機会や、地方が表明した意見の反映が十分とは言い難い。

国と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映させる「(仮)地方行財政会議」の法定設置を行うこと。

【背景・理由】

政府は、平成18年の地方自治法改正により、いわゆる「情報提供制度」を創設した。しかしながら現在の運用は、閣議決定直前に情報提供がなされるなど、地方の意見を取り上げるものとはなっていない。については、情報提供の時期を地方六団体の意見が法案等へ反映可能な時期とするなど、制度創設の趣旨を踏まえ、政府全体としての情報提供制度の運用ルールを早急に定めるべきである。

また、国と地方の協議の場については、福田総理大臣が「国と地方が定期的に意見交換を行うなど、地方の皆様の声に耳を傾け、・・・・・・」と所信を表明され、およそ2年ぶりに『国・地方の定期意見交換会』として復活された。しかし、限られた時間の中での意見交換・意思疎通の場にとどまっており、地方からの意見の反映が制度的に担保されたものとはなっていない。

国と地方が、ともに住民視点に立った効率的かつ住民満足度の高い行政サービスを提供するには、国と地方がしっかりと連携し、お互いの理解の下に施策を進める必要がある。

国と地方の真の対等・協力関係の構築を図り、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に、的確に反映するための「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すべきである。

《 政策要望 》
【 地方行財政關係 】

1 地方税財政対策について

地方財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、平成20年度の地方財政対策は、特別枠としての「地方再生対策費」の創設などにより、地方交付税が臨時財政対策債を含め約4千億円増額され、一般財源も交付団体ベースで約6千億円増額された。しかしながら、三位一体改革による地方交付税等の5兆円以上の削減に加え、公債費の高水準での推移や社会保障関係経費の自然増等により、多くの地方公共団体においては、行財政改革に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、依然大きな財源不足を抱え、財政運営に支障をきたしている。

こうした中、地方分権改革推進法が昨年4月から施行され、本年6月20日には地方分権改革推進委員会による第1次勧告等に基づき「地方分権改革推進要綱（第1次）」が決定されるなど第二期地方分権改革が本格的に議論されているが、地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革が実現されなければならない。

このため、地方の歳出に見合った税財源の確保に近づけるよう税源移譲を行い、まずは国税と地方税の税源配分を5：5にするとともに地方消費税の充実等により偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築すること。

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な総額の復元・充実を図ること。また、地方交付税を国の特別会計へ直接繰入する「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確化し、地方財政の安定的な運営を確保すること。

また、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の廃止などを含め、一体的に権限・事務・財源を移譲すること。

地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。

【背景・理由】

現下の地方財政は、これまでの我が国経済の厳しい状況を反映して、地方税収入の低迷、累次の景気対策の実施等により大幅な財源不足が続き、平成20年度末の借入金残高が約197兆円、交付税特別会計における借入金残高が約34兆円と見込まれるなど危機的な状況にある。このため地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる。

一方、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実、環境問題

への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着した社会資本の整備等の財政需要に適切に対応することが求められている。

こうした中、平成20年度の地方財政対策において、地方再生対策費の創設により地方税や地方交付税等の一般財源総額が増額されたものの、三位一体改革に併せて行われた地方交付税、臨時財政対策債の5.1兆円もの削減、公債費が高い水準で推移すること、社会保障関係経費の自然増等により財政運営に支障をきたしている。

国の一般歳出は、平成13年度以降1.4兆円の削減にとどまり、この数年間は逆に増加しているが、地方は、給与削減にまで踏み込んだ7.8兆円にのぼる徹底した一般歳出の削減など行財政改革に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、依然大きな財源不足が指摘されている。

今般、全国知事会「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」が取りまとめた中間報告書によれば、少子高齢化の進展に伴い、今後、医療や福祉等の社会保障関係経費等が確実に増加することから、地方の財源不足は、平成23年度には、内閣府試算の成長シナリオで7.8兆円、同リスクシナリオでは8.3兆円と巨額に上り、財源不足を補填する基金も平成23年度までに枯渇してしまう見込みである。

こうした中、地方分権改革推進法が昨年4月から施行され、本年6月20日には地方分権改革推進委員会による第1次勧告等に基づき「地方分権改革推進要綱（第1次）」が決定されるなど第二期地方分権改革が本格的に議論されているが、地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革が実現されなければならない。

このため、地方の自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう地方の歳出に見合った税財源の確保に近づけるよう税源移譲を行い、まずは国税と地方税の税源配分を5：5にするとともに地方消費税の充実等により偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築する必要がある。

地方交付税については、「経済財政改革の基本方針2006」による地方歳出の水準に固執することなくこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方交付税総額の復元・充実を図るよう求めていく必要がある。また、地方交付税を国の特別会計へ直接繰入する「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確化し、地方財政の安定的な運営を確保することが必要である。

また、あわせて国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金の廃止などを含め、一体的に権限・事務・財源を移譲することも必要である。

地方債資金については良質な資金を確保し、公債費負担の軽減を図る中で財政の健全化を図っていく必要がある。

【具体的な要望事項】

(地方税関係)

(1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな

乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を5：5にする抜本的な見直しを行うとともに偏在性が小さく安定的な税体系を構築すること。

なお、あわせて地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在是正のための諸課題の検討を進めること。

- (2) 地方道路関係税の見直しに当たっては、現行の税率を維持するとともに、地方の道路整備の状況、地方では道路予算の約6割を一般財源と借入金によって賄っている実態等に鑑み、地方の道路財源の拡充を図る方向で検討すること。
- (3) 少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等幅広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性が小さく、安定的な財源である地方消費税の充実確保を図ること。
- (4) 新設の地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置であり、税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すること。
- (5) 事業税等一部の税目で依然として残っている制限税率は全て撤廃し、税率の決定は各地方公共団体に委ねるなど課税自主権が発揮できる環境の整備を進めること。
- (6) 地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方公共団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、行政サービスの受益者でありながら負担を回避しようとする発想や、地方公共団体の重要な財源である地方法人課税についての撤廃や安易な縮減などの議論を行うことは不合理である。したがって、こうした観点からの税制改正論議は到底受け入れられるものではないこと。
また、基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、外形標準課税制度導入の影響を検証した上で、景気動向に配慮しながら制度の拡大を図る方向で検討すること。
- (7) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (8) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- (9) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。
- (10) 個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。
- (11) 固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。
- (12) 不動産取得税は、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引下げの特例措置については、現行の規定どおり平成20年度末までとすること。
- (13) 自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けるこ

と。

また、自動車税制度全体の課題について引き続き検討を行うこと。

- (14) 軽油引取税については、地方税であり、かつ、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討を行うこと。
- (15) 景気対策等の政策的な減税措置については、基本的に国の責任と負担において行うこと。
- (16) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- (17) 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が十分確保されるよう、地方税制の改正時期について、引き続き配慮すること。
- (18) 地方公共団体が普通税の税率を標準税率未満とした場合に、国の許可を得なければ起債ができないという仕組みを廃止すること。
- (19) 地方の意向が反映された地方税制となるよう、税制改正等について国と地方が協議する場の設置等新たな税制改正プロセスを構築すること。
- (20) 還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

(地方交付税関係)

- (1) 三位一体改革により 5 . 1 兆円もの地方交付税等が削減され、その総額が抑制される中で、国の制度創設による社会保障関係経費等が増加していることから、地方独自の財源が不足し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難になっている。
このため、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額の復元・充実を図ること。
- (2) 「経済財政改革の基本方針 2 0 0 6 」による地方歳出の水準に固執することなくこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げること。
また、消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消しないことから、地域振興のための対策を強化するなどにより、地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能の充実を図ること。
- (3) 地方交付税の算定のより一層の簡素・透明化に取り組むとともに、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うため、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を策定すること。
- (4) 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。
- (5) 地方交付税は、本来、地方の固有の財源であることから、「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり地方交付税の性格を明確に

するため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通すことなく、地方共有税特別会計に直接繰り入れること。

(国庫補助負担金関係)

- (1) 国庫補助負担金のあり方については、行政簡素化の観点から件数削減を徹底する必要があり、補助率の引き下げ等ではなく、総件数を半減するなど大幅な整理合理化を進めること。
- (2) 国庫補助負担金については、国の関与・規制の見直しを積極的に行うこと。地方超過負担については、その実態を把握し、解消を図ること。
- (3) 特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の嵩上げなどの制度の趣旨を踏まえ、引き続き必要な措置を講ずること。
- (4) 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、早急に見直すこと。特に、維持管理費は、本来、管理主体が負担すべきであり、即刻廃止すること。

(地方債関係)

- (1) 地方債資金について、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、平成 19 年度から実施されている支払利率の高い既発の地方債の繰上償還については、条件を緩和して、公債費負担のさらなる軽減を図ること。
- (2) 非居住者、外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。）が受け取る地方公営企業等金融機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が継承する債権を含む。）の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、国債、地方債の場合と同様に非課税とすること。

2 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組みを推進するため、自治体における公会計の充実を積極的に進める必要がある。新たな地方公会計制度における会計基準を整備するに当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえたうえで、地方自治体の意見を幅広く聴取しこれを最大限反映させること。

【背景・理由】

行政と民間との協働や地方分権改革を推進するうえで、地方自治体は、財務状況の透明性を高め、住民への一層の説明責任を遂行することが求められており、この観点などから、バランスシート等の財務諸表の充実が、必要とされているところである。

平成19年10月、総務省は各都道府県等に「公会計の整備推進について」を通知し、平成20年度決算から、「新地方公会計制度研究会」及び「新地方公会計制度実務研究会」で検討を行ってきた「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用して財務諸表を整備するよう要請した。これを受け、各自治体においては、どのように公会計を整備していくか検討を行っているところである。

総務省が提示している財務諸表の「作成モデル」は複数あり、現時点で、最終的にどれかに一本化することを求めている。しかしながら、自治体間の財務諸表の比較を容易にするためには、民間の企業会計原則と同様、全国標準的な会計基準の整備が望ましい。

全国標準的な会計基準の整備に当たっては、地方財政の実務の実態も充分踏まえながら、財務諸表を作成・活用する地方自治体がより一層、自主的・自立的な行政運営を実現できるようにするという視点から行われなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 複式簿記・発生主義に基づく会計制度を導入するに当たっては、財務諸表を自治体間や民間の類似事業と比較・分析し経営改善に活用するために、全国標準的な会計基準が整備されるべきである。その際には、行政の特質を考慮したうえで、住民にわかりやすく、民間との比較も容易な財務諸表を作成できる基準とすること。
- (2) 財務諸表の作成等に係る指針の策定に当たって、地方自治体の意見を幅広く聴取しこれを最大限反映させること。

3 道州制に関する基本的考え方について

「道州制」の検討に当たっては、真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、以下の基本原則を前提とすること。

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない
- 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
- 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- 4 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない
- 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- 7 道州の区域については、国と地方双方の在り方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない

さらに、国民的な幅広い議論が行われるように努め、国と地方自治体が一体となった検討機関を設けること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めること。

【背景・理由】

国においては、平成18年2月の第28次地方制度調査会の答申以降、道州

制担当大臣が置かれるとともに、道州制ビジョン懇談会において、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定に向けて本格的な検討が進められ、本年3月には中間報告が提出されたところである。一方、政党レベルでは自由民主党が道州制調査会を格上げした道州制推進本部において、また、経済界では日本経済団体連合会が道州制推進委員会において、それぞれ活発な議論を展開しており、道州制に関する検討は加速している段階にある。

本会においては、昨年1月に、まさに当事者として道州制に関する議論を重ね、「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめるとともに、道州制特別委員会に道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム及び道州制の税財政に関するプロジェクトチームを設置し、引き続き具体的な検討課題について議論を行っているところである。

国において、「道州制」の検討を進めるに当たっては、目指すべき国家像を明確にすることはもとより、本会のとりまとめた「道州制に関する基本的考え方」に示した基本原則を前提にするとともに、道州制が国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、今後検討すべき課題について、国と地方が一体となった検討機関の設置を求めるものである。

4 地方が主役となる消費者行政の見直しについて

消費者行政一元化等の見直しに当たっては、身近な消費生活に関わる行政が地方自治そのものであり、消費者に現場で対応している地方自治体こそが重要な役割を担っている実態を踏まえ、地方自治体が効果的な消費者行政を強力に推進することができるよう、制度設計を行うこと。

【背景・理由】

昨今、食品の不正表示、冷凍餃子による中毒事件など、食の安全への信頼を裏切り、国民生活を脅かす事態が多発している。

また、複雑、巧妙化する悪質商法、振り込め詐欺等により、消費者の平穏な生活が危険にさらされている。

このような中、国においては、各省庁縦割りとなっている消費者行政を一元的に推進するための強い権限を持つ新組織（消費者庁）の創設や、地方の消費生活センターと国を結ぶ全国ネットワークの構築などを内容とする「消費者行政推進基本計画」が閣議決定された。

生活の安全、安心を図ることは、地方行政の中心となる重要課題であり、地域の実情に応じて様々な創意工夫のもと、消費者行政についても、地方自治体がきめ細かな対策を進めているところである。

このように消費者行政を効果的に推進するためには、消費者に身近で日常的に接する地方自治体の役割こそが重要であり、消費者行政の見直しの制度設計に当たっては、地方分権を一層進めることにより、地方における消費者行政が強化されることが、対策の基本とならなければならない。

また、国民や地方自治体にとっても、消費者行政の仕組みが一貫した分かりやすいものとなるよう、新組織と関係省庁の役割や権限が明確にされる必要がある。

さらに、地方の消費生活センターの充実強化を前提とした全国ネットワーク構築に当たっても、消費者に身近な地方自治体の現場こそが、地域の実態に即した消費者行政の展開の場であることを踏まえ、地方の実情や特性に十分に配慮することが必要である。

【具体的な要望事項】

消費者行政の見直しに当たっては、消費者に身近な地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方の消費者行政が効果的且つ有効に推進できるよう、制度の設計を行うとともに、新組織と関係省庁の役割や権限を明確にすること。

- (1) 消費者に身近な地方自治体において、事故未然防止や被害拡大の防止のため、相談・苦情に迅速に対応し、実効性ある事業者指導が実施できるよう、改善命令や営業停止処分等の規制権限を幅広く都道府県に移譲

すること。

- (2) 国民生活センターと消費生活センターを結ぶ全国ネットワークの構築に当たっては、画一的な制度でなく、小規模の町村や地域の実情に配慮し、地方の自主性を重んじた仕組みとすること。
- (3) 組織強化や権限移譲等に伴い、地方自治体に生じることとなる新たな財政需要については、これを別枠で確実に手当てすること。

【 農林・商工関係 】

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食の安全・安心と安定供給の確保、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、効果的な施策を講じること。

【背景・理由】

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進行、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にある。

他方、安全で良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化伝承など、農業生産活動によって生じる多面的機能の発揮が期待されている。

しかしながら、輸入冷凍ギョーザが原因とみられる健康被害事例の発生、BSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の不正表示問題の多発等を背景に、食の安全・安心に対する国民の関心・要請が高まるとともに、農業・農村の構造改革の立ち後れやその基盤たる集落機能の脆弱化により農業の持つ多面的機能や農地の維持・管理に支障を来すおそれが生じている。また、我が国の平成18年度の食料自給率が40%を切るとともに、国際的に食糧価格が高騰し、食料の安定供給に国民が強い不安を感じている状況にある。

こうした中、「水田・畑作経営所得安定対策」、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の三対策について、地域の実情を踏まえた見直しがされたところである。

今後とも、一連の農政改革の推進に当たっては、食の安全・安心に対する関心の高まり等社会経済情勢の変化や原油価格の高騰等に適切に対処しつつ、消費者ニーズへの対応のほか、自然条件、担い手の育成状況等地域の特性や実情に十分に配慮することが必要である。

【具体的な要望事項】

（食の安全・安心と食料の安定供給の確保）

（1）高病原性鳥インフルエンザに関し、野鳥における調査・監視及び情報開示に至る体制を強化し、発生した場合のまん延防止対策としては、A型インフルエンザウイルスH5N1亜型の判別が各都道府県で迅速かつ的確に診断できる検査体制の確立及び広域的な処分体制の整備を推進すること。

また、発生時における緊急支援対策として、国の負担において、農家や関連産業の経営の安定を図る損失補てん対策を充実強化するとともに、疾

病の正しい知識の普及を軸とした風評被害対策を拡充すること。

さらに、BSE対策を適切に実施するとともに、消費者の理解・信頼を得られるよう十分なリスクコミュニケーションを行うこと。また、国産牛肉に対象が限定されている「牛肉トレーサビリティ法」等の法制度を見直すこと。

加えて、その運用に当たって種別の虚偽表示などの違反を行った場合は厳しく罰する規定を法制化し、国民からの信頼を得られる牛肉が流通する体制を国の責任において確立すること。

- (2) 農作物の安全性と消費者の信頼確保のため、農薬の飛散防止技術の開発及び普及を図ること。

また、土壌残留性農薬についての農地に残留する有害性物質等の除去や、分解に関する調査研究を進めること。

- (3) 食育を推進するため、教育、健康、農林水産業等の関係機関との連携の下、農林水産業に関する体験学習等の機会の確保、学校給食への米、野菜、果実、畜産物等の地域農林水産物の活用促進及びそのための国民運動の積極的な展開を図ること。

また、地場産農林水産物の消費拡大を促進するなど、地産地消運動の定着に向けた施策を講じること。

- (4) 環境との調和や食の安全・安心に対する国民のニーズに対応するため、有機農業等環境保全型農業の技術開発の推進、輸入食品の検疫体制の強化を図るとともに、加工食品の原材料産地の表示など、食の安全・安心に対して消費者の適正な判断や評価を促す取組みを強化すること。

- (5) 配合飼料価格安定制度及び経営安定対策の充実・強化を図るなど、畜産物価格の安定に必要な施策を講じること。

(農業の持続的発展)

- (6) 集落営農組織の円滑な法人化を推進するための特例措置について、更に充実すること。

- (7) 新規就農を促進するため、就農支援資金等に係る償還期間の延長及び就農施設等資金の対象期間の延長等、就農初期段階における負担の軽減を図るなどの取組みを推進すること。

- (8) 野菜、果樹、畜産等の品目別経営安定対策の推進に当たっては、品目ごとの特性や地域における生産の実情を十分考慮すること。

- (9) 米政策改革については、地域の実情を踏まえた米づくりの本来あるべき姿やその実現に向けたプロセスを明確に提示すること。また、その上で農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの実効性を確保するとともに、地域における水田農業の改革に必要な産地づくり対策等、関連対策の充実強化を図ること。

- (10) 高品質な国産農産物の輸出を促進するため、海外における国産農産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫体制を充実強化すること。

特に、日本産の偽装表示対策等の強化を図るとともに、相手国に対し輸

入許可品目の拡大、検疫や通関の円滑化等の条件整備を働きかけること。

なお、東アジアへの輸出促進に当たり、都道府県名、市町村名を含む相手国での商標の出願状況、公告状況等を監視する体制を整備し、情報提供、対応策の提案を行うとともに、こららの商標登録を許可しないよう強く申し入れること。

- (11) 農業用燃料・資材の低廉化を図るため、急激な価格の高騰による影響を緩和する仕組みなどの措置を講じるとともに、施設園芸における省エネルギー利用のための技術開発・普及を促進すること。
- (12) 食料の安定供給、地球温暖化対策、地域活性化対策の観点から、耕作放棄地等を活用した米粉用、飼料用、輸出用等非主食用稲の安定的、継続的な生産に向けた支援策を講じること。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉

WTO農業交渉については、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

EPA・FTA交渉についても、農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう交渉を進めること。

特に、日豪EPA交渉に当たっては、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【背景・理由】

WTO農業交渉において、関係各国に議長案が示され、本案により重要品目の取扱いや上限関税の設定、農業補助金削減の具体的なルール等の議論が進められている。このため、引き続き今後の交渉の経過に留意し、国内農業が持続的に発展するよう求めていく必要がある。

また、現在、数力国との間で議論されているEPA・FTA交渉についても、我が国の食料安全保障や農業経営に悪影響を与えないよう十分配慮する基本姿勢を維持し、我が国の農業が将来にわたり維持・発展していくことを可能とするよう交渉を進める必要がある。

特に、日豪EPA交渉においては、豪州側が全品目の関税撤廃を要求しており、ねばり強く交渉を行っていく必要がある。

【具体的な要望事項】

(1) 農業交渉に当たっては、十分な重要品目（センシティブ品目）数の確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大や上限関税の設定、関税率の著しい削減などが行われないう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

(2) EPA・FTA交渉についても、直接的な経済効果だけでなく、国内の農業経営への影響も十分に考慮し農産物の輸入量が大幅に増加することのないよう配慮すること。

特に、日豪EPA交渉に当たっては、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

2 林業の振興について

1 林業の振興

「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【背景・理由】

森林に対する国民の要請は、国民生活の向上、余暇の増大等から、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産等のもとより、保健休養の場、地球温暖化の防止への期待など多様化・高度化している。

一方、わが国の林業は、木材価格の低迷、コストの増大等により採算性が悪化するなど、極めて厳しい環境にある。

このような状況の中「京都議定書」が平成17年2月に発効し、本年はその第1約束期間の初めの年であることを受け、わが国の森林吸収量の目標である1300万炭素トンの確実な確保が求められており、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

さらに、近年頻発している台風等に係る森林災害による森林の公益的機能の低下を防ぐとともに、災害に強い森林を整備していく必要が生じている。

また、近年、スギ花粉症患者の増大が社会問題となっており、スギ花粉の発生を抑えていくことも必要となっている。

【具体的な要望事項】

(1) 二酸化炭素吸収を始めとする森林の多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、環境を重視した森林整備・木材利用を計画的かつ強力に推進するための財源を引き続き確保すること。

また、森林吸収源対策を確実に推進するため、都道府県・森林所有者等の負担軽減を図ること。

さらに、林業就業者を育成・確保するための各種施策を積極的に推進すること。

(2) 多様で健全な森林を育成するため、間伐はもとより複層林施業、長伐期施業、混交林化を推進するとともに、森林の確実な更新が図られるような森林整備に対応した施策の強化を図ること。

また、森林資源を循環させるという観点から、国産材の利用を促す木材加工企業の経営改善に対する融資制度等の拡充や間伐材の搬出が促進されるよう間伐材の流通施策の充実を図ること。

(3) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、違法伐採木材の排除対策、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造・木質化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るた

め、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。

- (4) 台風等による森林災害の早期復旧を図るため、森林整備関連事業や林業用・林産業用機械、路網整備に対する災害復旧支援事業を強化すること。
- (5) スギ花粉の発生を抑えるため、花粉の少ないスギ等への更新やスギ花粉を減らすための間伐等への支援を強化すること。
- (6) 国民が森林の役割や森林整備の必要性を理解し、国民の森林整備の意識向上と林業の活性化を図るため、全国統一の「山の日」創設を検討すること。

2 森林整備法人等の抜本的な改革の推進

国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人等について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じること。

【背景・理由】

わが国では、昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景に、安定的な木材供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国において急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は、この国策であった拡大造林政策の地方における担い手として、山村奥地等社会・経済的条件が不利な地域において分収造林事業を積極的に進めてきたところであり、国家的課題であった森林資源の充実や農山村地域経済の基盤の確立等に大きな役割を果たしてきた。

しかし、事業資金のほとんどを農林漁業金融公庫などの借入金により調達してきたことから多額の累積債務を抱え、また、国の木材輸入の自由化政策による木材価格の低迷の影響を大きく受け、現下の木材価格の水準では、伐採収入による借入金の償還も困難と見込まれるなど、その経営は極めて厳しい状況にあり、ひいては、都道府県財政にも極めて重大な影響を及ぼしかねない状況である。

加えて、長期の収支見通しは、将来の木材価格や需要動向など予測しがたい因子を抱え不確実であるなど、今後の適切な森林管理に支障を来し、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮できなくなることが危惧される。

そこで、国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能を維持・増進させるために極めて重要な役割を担っている森林整備法人等の経営の安定化を図るとともに、抜本的な経営改革を推進するためには、支援制度の拡充と併せて、新たな金融制度や地方財政措置など総合的な対策が不可欠であることから、国の責任において必要な支援措置を早急に講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 現行分収林制度が構造的な課題を抱えていることを踏まえ、森林整備法人等の経営安定と森林の公益的機能に配慮した施業方法への転換に伴う分収契約の変更等が円滑に行えるよう、分収林制度の見直し及び法・税制度等の整備に取り組むこと。
- (2) 木材の需要拡大策、国産材の利用促進と供給体制の整備等に対する取り組みをこれまで以上に強力に推進するとともに、分収林契約満了後の伐採跡地における再造林に対する支援方策を充実させること。
- (3) 森林整備法人の経営安定化のために都道府県が実施する施策に対する財

政支援をより一層充実すること。

特に、都道府県から森林整備法人への長期貸付を目的とした特例的な起債の発行を認めること。

また、株式会社日本政策金融公庫について、市中金融資金等からの借換え制度の創設など、累積債務処理対策の拡充等を行うこと。

(4) 森林整備法人等が、今後とも森林の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林整備を推進するとともに、安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備法人等が実施する森林整備事業について、負担軽減措置を講ずること。

(5) 株式会社日本政策金融公庫資金について、従来通り円滑な融資が受けられるようにするとともに、経営森林の伐採時期に合わせた償還が可能となる資金制度を創設すること。

また、伐期の長期化などに伴って増加する利息負担を軽減する措置を講じること。

(6) 国、地方の継続的な政策協議の場を設置し、経営安定化に向けた積極的な議論を行うこと。

3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の持つ多面的機能を発揮するため、水産業の健全な発展を図ること。

【背景・理由】

国連海洋法条約の締結、日中・日韓漁業協定の発効等わが国の水産業を取り巻く国際的な環境は大きく変化している。

一方、周辺水域の漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化に加え、昨今の燃油価格の高騰や大型クラゲの発生等により漁村の活力が低下するなど水産業は厳しい状況となっている。

特に燃油価格の高騰については水産業に危機的な影響を及ぼしており、漁業現場の声に基づき抜本的かつ緊急の対策を講じることが求められている。

このようなわが国の水産業をめぐる諸情勢の中、平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念を実現するため、新しい「水産基本計画」が平成19年3月20日に閣議決定され、現在、新たな取り組みが展開されているところである。

また、WTO新ラウンドにおいて、水産物が非農産品アクセス交渉の対象となり、関税削減方式や分野別関税撤廃問題について議論が行われている。

わが国のノリ輸入割当制度（IQ制度）については、WTOの紛争解決手続きを経て、年間輸入数量の上限が段階的に拡大されることとなった。

さらに、コイヘルペスウイルス（KHV）病などの特定疾病や新疾病の国内でのまん延防止に向けた対策、生食用カキのノロウイルス対策などが課題となっている。

さらに、平成18年秋以降、シジミへの残留農薬がポジティブリスト制度における一律基準を超過する事例が発生し、全国的に問題となっている。

これらを十分に踏まえつつ、今後は、新たな基本計画に沿って、水産施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 漁場環境や水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った漁場環境の維持修復や水産資源等の回復対策を一層推進するとともに、森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。
- (2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。

また、排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締りを充実・強化すること。

- (3) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新たな担い手の確保を図るとともに、経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。

また、水産業において重要な役割を果たしている女性、高齢者への支援策を充実すること。

- (4) 漁業用燃料の高騰対策については、燃油高騰緊急対策事業を継続するとともに、漁場現場の声に基づき、より実効性のある新たな制度の導入など抜本的かつ緊急の対策を講じ、新たな推進機関の導入や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発と実用化を早急に行うこと。

- (5) WTO非農産品アクセス交渉において、水産資源については「持続可能な開発」を進める貿易ルールが必要であるという日本提案が国際的に理解され、賛同が得られるよう努めること。

また、ノリなどの輸入割当制度（IQ制度）を堅持すること。

- (6) コイヘルペスウイルス病などの特定疾病や新疾病のまん延防止については、持続的養殖生産確保法の適用されない水域におけるまん延防止措置についても財政的支援を実施すること。

また、新たな疾病の侵入防止のため、輸入種苗の検疫体制について効果的な措置を検討すること。

- (7) 早期にノロウイルスの動態を把握し、カキが汚染された場合の浄化処理技術等の確立に努めること。

また、カキの安全・安心を確保し、風評被害の発生を防止するため、全国一律の衛生基準による検査体制を構築するとともに、生産者の情報発信の取組を支援すること。

- (8) 農薬のポジティブリスト制度について、残留農薬の一律基準の対象となった農薬について個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。

特に、シジミの問題解決に向けて、魚介類における基準値設定を早急に行うこと。

- (9) 高品質な国産水産物の輸出を促進するため、海外における国産水産物の消費拡大等の輸出促進対策や通関・検疫対策を充実強化すること。

また、衛生証明など輸出要件の緩和を行うとともに、輸出関連情報の収集・提供体制の整備を引き続き図ること。

- (10) 海難事故により流出した木材や沈下したコンテナ等の撤去を原因者に義務付けるため、国際条約への批准も含めた法制度の整備等を進めるとともに、地方自治体等による原因者の特定、撤去などに対する国の支援体制の整備を図ること。

また、油流出事故が発生した場合において、漁業者等の損害や地方自治体等の流出油防除活動等に係る経費に関し、漁業者等に負担を生じさせない法制度の整備を図ること。さらに、漁業者支援のため地方自治体が行う

被害対策等について、適切な支援を行うこと。

- (11) 養殖業の振興を図るため、マグロやマサバを養殖共済の対象魚種に追加すること。

4 中小企業の振興について

1 中小企業の活性化

依然として厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策を推進するとともに、新規創業事業への支援を強化すること。

【背景・理由】

現下の日本経済はこのところ景気回復が足踏み状態にあるとされており、中小企業の景況感については、地域や業種によるばらつきが見られ、原油や原材料の価格上昇、アメリカ経済の減速などにより、全体としては、足下では悪化している。

こうした状況の中、中小企業や地域産業の活性化を図るため、新規創業や新事業創出、経営革新や再生、技術基盤の強化、魅力ある商店街・商業集積づくり、人材の確保・育成等への取組みを支援する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国が行う中小企業の経営支援事業を実施するに当たっては、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮すること。
- (2) 中小企業の知的財産の活用支援や、ベンチャー企業等の創業・創造的活動並びに販路開拓等活動に対する支援を拡充すること。
- (3) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付、リース事業等の支援策を拡充すること。
- (4) まちづくり三法の改正を踏まえ、コンパクトで賑わいのあるまちづくりと一体的に行われる商業振興策に取り組む商店街等に対する支援を拡充するとともに、これまで各地域の実状に応じて行われてきた活性化への取組みが引き続き円滑に実施できるよう十分配慮すること。

2 中小企業の経営基盤の強化

依然として厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じること。

【背景・理由】

中小企業の資金繰りの動向については、このところ弱含んでおり、小規模企業や個人事業主は依然として厳しい経営環境に置かれている。このような状況に対応し、中小企業の創業や再生、経営革新を支援するとともに、経営の安定を図るため、資金供給の円滑化、新たな資金調達の方策等中小企業金融対策の充実を図る必要がある。

また、政府系金融機関の再編後においても、政策金融が果たすべき役割は依然として重要であり、中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る必要がある。

平成19年10月に導入された信用保証協会と金融機関との責任共有制度については、その円滑な運営に努め、金融機関の貸出し姿勢の消極化を招くことのないよう、中小企業への影響に配慮する必要がある。

なお、信用保証協会の代位弁済件数及び額は依然として高水準にあることから、今後も中小企業への円滑な融資が引き続き行われるためにも、信用保証協会の経営に支障が生じないよう支援措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、引き続き不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給を推進するとともに、金融制度の弾力的な運用や資金供給手法の多様化等支援策を拡充強化すること。
- (2) 政府系金融機関の再編後においても、引き続き中小企業が利用しやすい融資制度の充実を図るとともに、中小企業に対して、より円滑な資金供給を行うこと。
- (3) 信用保証協会と金融機関との責任共有制度が導入されたことにより、金融機関の貸出し姿勢の消極化を招くことのないよう、金融機関に対して、積極的に中小企業向け融資を行うよう要請すること。

また、セーフティネット保障の対象業種のさらなる拡大を図るなど、より一層円滑な資金調達を支援すること。

さらに、中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化すること。

【 建設・運輸関係 】

1 社会資本整備の推進等について

1 「地方枠」の確保・充実と道路整備の着実な推進

道路財源改革に当たっては、現在地方に配分されている財源（平成20年度当初予算ベースで3.4兆円）を「地方枠」として確保するとともにその充実を図ること。

高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、未だ未整備区間が多く残されている現状にかんがみ、国の責任により着実に整備を進めること。

新たな道路中期計画の策定をはじめ今後の道路行政を考えるに当たっては、地方の意見を十分に聴き、その実態を反映するとともに、「分権化」、「透明化」の観点からの改革を行うこと。

今般の暫定税率の失効に起因する地方財政や道路関係予算への影響額に対しては、国の責任において、地方特例交付金を創設するなど早急に適切な補てん措置を講じること。

【背景・理由】

道路は、地域経済の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するための最も基礎的な社会資本である。地方においては、防災対策、通学路の整備や踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など国民生活に密接に関わる道路整備を鋭意進めている。一方で、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。こうした道路整備は、国民の生活の利便、安全・安心、地域の活性化等にとって不可欠である。

しかしながら、地方では、道路整備に関し様々なコスト削減努力をしているにもかかわらず、道路特定財源が「オーバーフロー」している国とは違い、道路関連歳出の4割程度しか道路特定財源で賄っていない状況である。

また、国土の骨格を形成する高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、未だ未整備区間が多く残されている現状であり、国の責任により、着実に整備を進める必要がある。

5月13日、政府は、道路特定財源に関する基本方針について閣議決定を行った。この閣議決定において「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する」こと、「道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する」こと等が決定された。

道路財源改革に当たっては、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地域活性化や安全・安心な生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的な状況等に十分配慮し、これまで以上に地方財源の充実確保を図るべきである。

また、道路中期計画の策定をはじめ今後の道路行政を考えるに当たっては、地方が真に必要としている道路整備が実現するよう、地方の意見を十分に聴き、その実態を反映するとともに、高速道路等の建設に係る路線決定等の手続を透明化するなど、「分権化」、「透明化」の観点からの改革が必要である。

併せて、今般の暫定税率の失効に起因する地方財政や道路関係予算への影響額については、国の責任において、地方特例交付金を創設するなど早急に適切な補てん措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 道路財源改革に当たっては、地域活性化や安全・安心な生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的な状況等を十分配慮し、現在、地方税、譲与税、交付金、補助金等により地方に配分されている財源（平成20年度予算ベースで3.4兆円）を「地方枠」として確保するとともに、その充実を図ること。
- (2) 国土の骨格を形成する高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、未だ未整備区間が多く残されている現状にかんがみ、国は責任を持って予定路線11,520km等について着実に整備を進めること。特に、整備計画9,342km（抜本の見直し区間を含む）やその他の重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
- (3) 道路中期計画の策定をはじめ今後の道路行政を考えるに当たっては、地方の意見を十分に聴き、その実態を反映するとともに、高速道路等の建設に係る路線決定等の手続を透明化するなど、「分権化」、「透明化」の観点からの改革を行うこと。
- (4) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化等を図るため、有料道路料金の引き下げやスマートインターチェンジの設置など、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図ること。
- (5) 今般の暫定税率の失効に伴い発生した地方の歳入欠陥のうち、自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税に係る減収分（約660億円）については、全額を地方特例交付金により補てんするとともに、揮発油税の減収に係る地方道路整備臨時交付金の減（約300億円）については、国庫補助事業費等と合わせて、当初予算額の全額に相当する額を措置すること。

2 鉄道整備等の推進

整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の健全な運営のため所要の対策を講じること。同時に、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

さらに、生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島における航路、空路の維持・拡充についても、地域の実情を踏まえた適正な支援を講じること。

【背景・理由】

高齢化の進展や人口減少社会が進む中、活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、鉄道ネットワーク等の整備促進、公共交通機関の維持が必要である。

そのため、新幹線等の高速鉄道の整備、安全・安心の確保を前提とした主要幹線を始めとする在来線鉄道の高速化、高速鉄道を含めた相互連携による輸送力の強化、住民の生活や経済活動を支える都市鉄道の輸送力増強、地方鉄道の利便性の確保、交通渋滞対策にとどまらず、市街地の活性化や環境と調和したまちづくりを実現するための有効な手段である、新交通システム（LRT等）導入等を進める必要がある。

また、需給調整規制廃止に伴う生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島における航路、空路の維持・拡充についても、生活交通確保の観点から地域の実情を踏まえた対策が必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 整備新幹線の取扱いについては、平成16年12月の「政府・与党申し合わせ」に基づき所要の財源を確保し、整備計画どおり早期完成を図ること。

また、並行在来線が、将来にわたって安定的な経営を維持するため、資産の無償譲渡等により、初期投資負担を軽減するとともに、貨物鉄道線路使用料に関する調整措置の拡充、税制特例の延長等により、運営費負担等を軽減すること。

(2) 鉄道輸送の高速化を図るため、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化を進めること。また、超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）による中央新幹線の早期実現を図るため、地形・地質等に関する調査以外の4項目調査を早急に指示するとともに、調査終了後は直ちに全国新幹線鉄道整備法に基づく「整備計画」を決定すること。

- (3) 在来線の輸送改善、新線建設等のために行う公的支援については、支援の対象路線の担う役割、民間と国、地方公共団体それぞれの役割分担を明確化した上で行うものとするとともに、国による新たな支援方策を検討するなど制度の充実を図ること。
- (4) 新交通システム（LRT等）の整備を図るため、規制緩和等の導入しやすい環境づくりに努めること。
- (5) 地方バス路線等の運行維持対策については、地域の実情や意向を反映させるよう、必要な支援を講じること。
また、過疎化、少子化等で経営環境が厳しい第三セクター鉄道など地方の鉄道路線の経営安定化を図るための支援策を強化すること。
- (6) 離島空路対策のための新たな法制度を創設するとともに、離島航路・空路の運航維持・充実のため、地域の実情に応じた適正な支援を講じること。

3 港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等

港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備を進めるとともに、物流システムの形成を推進するため、道路、鉄道等複数の交通機関との連携を強化し、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

【背景・理由】

港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等を図るため、港湾、空港等の交通拠点の整備を効果的、重点的に進めるとともに、物流の分野においては、グローバル化に対応するための国際競争力の強化や情報化への対応、保安対策、環境負荷の低減等の課題に対して、道路、鉄道、空港、港湾等の各輸送モードの連携を密接にする観点から総合的な物流ネットワークの形成を促進することが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 物流システムのグローバル化や人的交流の拡大が進む中、各地方圏における国際物流・国内輸送の拠点となる港湾及び国内外との交流の拠点となる空港の効果的、重点的整備を進めるための支援を強化すること。

また、複合一貫輸送への対応を図るため、道路、鉄道等と一体的に港湾、空港施設の整備を行うこと。

(2) 規制緩和、電子化等による港湾手続きのワンストップサービス化や港湾物流情報プラットフォームの推進を図り、手続き等の一層の効率化を推進すること。

また、環境負荷低減の課題に対応した循環型社会の実現のため、港湾を拠点とした総合的な静脈物流システムの構築を推進すること。

(3) 港湾における水際対策・危機管理体制の充実強化を図るとともに、支援策を講じること。

(4) 地方が所有する既存の港湾施設について、維持管理に対する支援を拡充すること。また、国が管理を委託している国有港湾施設に係る維持管理については、本来管理主体であるべき国が責任を果たすこと。

4 観光振興対策の推進

観光立国確立に向け、訪日観光客の短期滞在査証に係る手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を図る等、魅力ある政策、観光地づくりを図ること。

【背景・理由】

観光は、人々の生活にゆとりを与えるだけでなく、地域活性化、雇用の創出等、経済波及効果が期待されている。

特に国際観光は、国民の国際性を高め、日本文化の国際認識の向上、国際親善、国際平和に貢献するものである。

政府においては、平成15年7月に「観光立国行動計画」を策定し、2010年に訪日外国人旅行者を1,000万人に倍増させることを目標に掲げている。

また、平成18年12月13日には、「観光立国推進基本法」が成立し、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確にしている。

こうした状況を踏まえ、観光立国の名にふさわしい環境、観光地づくりが求められている。

【具体的な要望事項】

訪日観光客の増加を促進するため、短期滞在査証（ビザ）の発給に当たり、申請権者を更に拡大するなど、手続の改善等を図ること。

また、訪日外国人が快適で円滑な旅行ができるよう受入体制の整備を図ること。

5 都市環境整備等の推進

都市環境等の再整備を計画的に推進するとともに、都市近郊緑地の保全方策への積極的な対策を講じること。

【背景・理由】

既存の中心市街地や都市近郊の住宅団地等においては、人口減少や高齢化の進行により、都市基盤の再整備の促進が課題となっており、都市における良好な生活環境を確保するため、都市環境の整備を計画的に進めていく必要がある。

また、都市近郊緑地減少の要因となっている平地林・里山林等の転用を抑止するため、緑地を所有することが利点となりうるような対策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 人口減少や高齢化が進行している既存の中心市街地や都市近郊の住宅団地等において、多様な世代が快適に生活できる環境への再整備を促進するための支援措置を講じること。
- (2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の導入等、緑地を所有することが利点となり得るような対策を講じること。
- (3) 都市農地の公益的な役割等についての位置付けの明確化や土地評価額の見直しなど、農地に関連する法制・税制の検討を行うこと。

- 6 下水道等污水处理施設整備の推進と汚泥の有効利用
下水道の質的向上を図りつつ污水处理人口普及率を向上させるため、下水道等污水处理施設整備を積極的に推進すること。
また、増加する汚泥の処理について、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

【背景・理由】

下水道等污水处理施設に係る処理人口は年々増加しているものの、地方公共団体間の格差が大きく、郊外集落や農山漁村地域においては、いまだ低い水準にとどまっている。

一方、下水道高普及率の地域であっても、市街化の進展に伴う不浸透域の拡大や局地的な集中豪雨の多発等による浸水被害の増大を防ぐための浸水対策、閉鎖性水域等公共用水域の水質改善を図るための高度処理や合流改善等の対応が十分でないのが現状である。

加えて、古くから下水道整備を行ってきた地方公共団体にあつては、施設等の更新の時期を迎えている。

これらのことから、今後とも下水道等污水处理施設整備を積極的に推進する必要がある。

また、下水道等污水处理施設の普及拡大に伴って増大する汚泥について、有効利用を推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体における下水道や集落排水施設、浄化槽等の整備を推進するため、污水处理人口普及率の低い地方公共団体において、重点的・効率的に整備が図られるよう、方策を講じること。
- (2) 下水道高普及率地域等における浸水対策、高度処理、合流改善を促進するとともに、施設等の改築・更新を進めるための方策の充実を図ること。
- (3) 汚泥の建設資材化、緑農地利用、エネルギーとしての活用など、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

7 国土保全対策の推進

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、近年の災害の動向に対応した、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、森林整備事業、ため池関連事業等を重点的、計画的に推進すること。

【背景・理由】

我が国は、その自然的条件から、地震、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある。昨年度も、梅雨前線や台風による豪雨、新潟中越沖地震などの災害が発生し、また、直近では、岩手・宮城内陸部において震度6強の地震災害が発生した。

また、スマトラ沖地震のような大規模地震の発生に伴う津波・地震災害の発生のおそれも指摘されているところである。

そこで、安全で豊かな国土づくりを推進するという観点から、激甚な水害・土砂災害が発生した地域や床上浸水頻発地域、災害頻度が高い地域の住民が安心して生活できるようにするため、「社会資本整備重点計画」等に基づき、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、森林整備事業、ため池関連事業等を重点的に実施するとともに、災害を未然に防止し、被害を抑止するこれらの事業を計画的に推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 治山、治水及び土砂災害対策事業等を計画的に進めるとともに、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備を促進すること。
- (2) 中小河川等における的確な警戒避難体制を確保するため、局地的な短時間集中豪雨に対応した降雨予測体制の充実を図るとともに、これを活用した小流域での洪水予測、土砂災害予測手法の開発と運用を図ること。
- (3) 堤防・護岸等防災施設に係る安全基準や管理基準等による施設機能の維持・強化を促進すること。
- (4) 危険箇所の実態に応じた急傾斜地崩壊対策、危険区域の住宅移転対策等を促進するとともに、その支援の充実を図ること。
- (5) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備を促進するとともに、災害関連情報の住民への周知に係る支援の充実を図るなど、港湾等における総合的な防災対策を強化すること。

8 水資源対策の推進

水資源の確保を図るため、将来の水需要を見通した適正な計画を樹立するとともに、水資源開発施設の建設コストの縮減と早期完成を図ること。

また、水利用の安定性を向上させ、異常渇水等に備えるため、既存施設の効果的、弾力的活用や利水者相互の支援体制の整備等を図ること。

【背景・理由】

水資源の確保を図るためには、将来の水需要を見通した適正な計画を策定する必要がある。

また、水資源開発施設の建設は、多額の費用を要し、長期間に及ぶことから、一層のコスト縮減と早期完成を図る必要がある。

近年、水の有効利用を図るため、既存施設の有効活用等を推進するとともに、併せて異常渇水等に対応できるよう、利水者相互の支援体制の整備等の対策が必要となっている。

【具体的な要望事項】

- (1) 水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。
- (2) 多額の費用を要する水資源開発施設の建設については、工事に関する情報提供等による事業の透明性を確保し、コスト縮減を徹底するとともに、早期完成を図ること。
- (3) ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。
また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保、租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。
- (4) ダム群連携、ダムの再開発等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。
- (5) 異常渇水等に備え、渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。

9 社会資本整備重点計画の効果的な推進

社会資本整備重点計画を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ること。

社会資本整備については、従来 of 事業分野別の計画を統合した「社会資本整備重点計画」(計画期間：平成15年度～平成19年度)に基づき、推進が図られてきたところであるが、現在、策定が進められている次期社会資本整備重点計画に当たっても、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに、地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ることが必要である。

参考 「社会資本整備重点計画」に係る公共事業

道路整備事業、交通安全施設等整備事業、鉄道施設整備事業、空港整備事業、港湾整備事業、都市公園等整備事業、下水道整備事業、河川整備事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業等

2 地方振興の推進について

1 地方再生等の推進

地方再生等に地方振興に必要な対策を推進すること。

【背景・理由】

少子高齢化や人口減少が進む中、活力ある社会を実現するために、地方を再生し、地方の元気を創出していくことは、重要な政策課題である。

政府においては、都市再生、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化の実施体制を統合し取りまとめた「地方再生戦略」のもと、地方の元気再生事業をはじめ各種の施策に取り組み、また、定住自立圏構想の推進等を図るため「地域力創造本部」を設置されたところであるが、地域の実態を十分に踏まえ、実効性のある対策を推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

地域間格差の是正の観点も踏まえ、地方の意見を十分反映しながら、地方再生などの地方振興のための対策を推進するとともに、それに伴う地方の新たな財政需要について、別枠により措置すること。

2 特定地域振興対策の推進
過疎地域、離島等特定地域の振興を図るための施策を推進すること。

【背景・理由】

特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくためにも、特定地域の振興は必要な施策である。

【具体的な要望事項】

過疎地域対策を始め、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。

3 地域における科学技術の振興の推進

地域における科学技術の振興を図るため、産学官の連携を促進するとともに、地域イノベーションの創出につながる支援策を積極的に推進すること。

【背景・理由】

平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」では、地域における科学技術振興は、地域イノベーション・システムの構築や活力ある地域作りに貢献するものであり、国として積極的に推進することとされている。

また、平成18年6月の総合科学技術会議で策定された「イノベーション創出総合戦略」では、地域イノベーションについて、自立化を強力に推進することとされ、地域の知の拠点としての大学と地方公共団体や地方企業との連携を一層緊密化する等、地域資源を最大限活用したイノベーションを促進することとされている。

なお、平成19年6月に閣議決定された長期戦略指針「イノベーション25」では、地域産業の活性化、産業集積・クラスター形成への支援などの活力ある地域社会を可能にする取組を推進することとされている。

地域における科学技術の振興は、活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであることから、地域の産学官連携の支援を拡大するなど、地域における科学技術振興の更なる充実強化が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 地域の産学官が推進しているクラスター形成事業について、一層積極的な支援を行うこと。
- (2) 国や地方公共団体が地域で展開しているコーディネート活動や、地域のニーズを的確に把握した公設試験研究機関を活用した共同研究がより広域的に行えるよう、支援の強化拡充に努めること。

【 社会・文教関係 】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

社会福祉及び保健医療対策等の分野における最近の国の対応は、地方の実情や現場の声を踏まえたものとなっておらず、国は、制度設計を行う立場にありながら、現実に生じる深刻な課題への対応は地方に転嫁するなど、由々しき状況にある。全国知事会では、昨年度の提案・要望において、こうした国の対応に強い憂慮を表明するとともに、制度の設計や事業の運用に当たって、国は地方の意見に十分に耳を傾けるよう、申し入れを行ったところである。

しかしながら、その後も、地方を実施主体とし、地方に新たな巨額の財政負担等を生じさせる施策を、地方の意見を聴くこともなく強行するという極めて遺憾な事例が発生した。全国知事会では、厚生労働大臣に対して強く抗議し、大臣からは、「新たな事業の設計、実施に当たっては都道府県等とも十分に協議させていただきたい」との回答をいただいている。

国においては、制度の設計や事業の運用に当たって、こうしたことを二度と起こすことなく、地方の意見に十分に耳を傾けつつ、真に住民への責任を果たしうよう、次の事項について、十分に対処することを求めるものである。

1 社会福祉施策の推進等

高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。

障害者施策については、障害福祉サービスの十分かつ適切な提供体制の確立を図るとともに、障害者の自立と社会参加に向けた支援を強化すること。また、障害者自立支援法の見直しについては、国会での附帯決議や障害者・地方の意見、現在実施されている特別対策及び緊急措置の実施状況を十分に踏まえ適切に対応すること。

生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、社会経済状況の変化に対応できるよう、制度内容の改革を行うこと。

【背景・理由】

- ・ 現在、我が国においては、高齢化が一段と加速し、2013年には4人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれており、社会経済や社会保障への大きな影響が懸念されている。

高齢者施策としては、全高齢者の8割強を占める健康な高齢者ができる限り健康を維持し、地域社会で自立した生活を送れるよう支援していくことが不可欠である。

また、介護保険制度については、近時、介護サービスを支える人材の離職率が高く、全国的に不足が生じており、しかも、今後、介護サービスの需要は一層高まることから、介護サービスを担う人材の確保に多面的に取り組む必要がある。

- ・ 障害者施策としては、障害者の就労や社会参加を促進し、地域における自立した生活を支援する観点から、身近なところで必要なサービスを実際に利用できるよう、地域における提供基盤全体の底上げが必要である。また、障害者自立支援法の施行からまもなく3年となり、同法の附則に基づく見直し時期を迎えるが、見直しに当たっては、特別対策及び緊急措置を含む現状分析を行うことと、障害者や現場に近い地方の意見を十分聴取することが不可欠である。

さらに、障害児に係る施設・事業のサービス体系等の見直しや深刻な社会問題となっているひきこもり者等への支援にも取り組まなければならない。

- ・ 生活保護制度は、抜本的な改正が行われないうまま50年以上が経過しており、少子高齢化、家族構成の変化、就業形態の変化等の社会経済状況の変化に十分対応できておらず、制度改革が必要となっている。生活保護制度は、三位一体改革の際に地方が主張したように最後のセーフティネットとして国が担うべき事務であり、このことを前提に制度改革を進めていかなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 高齢者が地域で安心して自立した生活を継続できるよう、介護予防施策、認知症対策等の充実を図ること。
- (2) 予防給付や地域支援事業を円滑に実施するため、介護予防サービスに係る人材の育成やサービス提供体制の整備、介護予防サービス計画の作成報酬の引き上げなど、十分な支援策を講じること。また、必要なサービスの質及び量の確保とともに、低所得者への配慮を十分行うこと。
なお、これらの実施に当たっては、地方公共団体の事務負担、財政負担が過重にならないように十分配慮すること。
- (3) 平成21年度の介護報酬改定に当たっては、地域特性や各種サービスの利用状況を踏まえて適切に見直すこと。また、今後、ますます需要の増加が見込まれる介護サービスを担う人材を確保するため、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、労働環境の改善やキャリアアップの仕組みの構築のための施策を推進すること。
- (4) ノーマライゼーションの理念のもと、地域の実情に即した取組みが進むよう、また障害種別に関わらず必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスの充実、相談支援体制の整備及び地域生活支援事業の十分な財源確保を図ること。このうち、障害福祉サービスの充実については、離島や過疎地域等地理的条件の不利な地域におけるサービスの円滑な提供に必要な支援を行うとともに、身体障害者についてもグループホーム・ケアホーム

の利用対象とすること。相談支援体制の整備に関しては、サービス利用計画作成費の算定基準拡大を図ること。

併せて、障害者の地域における自立と社会参加に向け、就労支援、地域移行、地域生活支援等の支援体制を強化すること。

- (5) 障害者自立支援法の施行後3年を目途とする見直しに当たっては、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取し、その検討状況を明らかにしつつ、利用者負担額の軽減、事業者の経営基盤強化、障害程度区分認定システムの改善等を行うこと。

利用者負担については、特別対策及び緊急措置として実施している低所得者への負担軽減措置を恒久的な制度とすること。また、恒久化に当たっては利用者にとって分かりやすい制度とすること。

事業者の経営基盤強化については、経営実態調査の結果を踏まえ、サービスの質の向上、良質な人材の確保、経営の安定化を図ることができるよう、法施行前の収入の確保に配慮すること。

障害程度区分認定システムについては、3障害それぞれの障害の特性を十分に踏まえた適切なシステムの確立に向け、これまでの認定状況、特に二次判定で区分認定が変更されたケースや審査請求に至ったケースなどの状況を十分検証した上で、必要な見直しを行うこと。

- (6) 障害児に係る施設・事業のサービス体系等について、発達支援の観点に立って、適切かつ速やかに見直しを行うこと。
- (7) ひきこもり担当部署を国に設置し、ひきこもりの状態にある者や家族への援助に対する専門的・技術的支援と財政支援を行うこと。
- (8) 生活保護制度は国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、今後も法定受託事務の枠組みを堅持するとともに、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持すること。制度改革に当たっては、厚生労働大臣、全国知事会の代表及び全国市長会の代表（首長）による協議会を開催し、協議事項や基本的考え方を整理した上で、実務者レベルの協議を行うこと。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図ること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図ること。地域及び診療科における医師偏在については、医師の養成のあり方等を早急に見直すとともに、新医師確保総合対策や緊急医師確保対策、安心と希望の医療確保ビジョン等に基づき、医師確保対策を強力に推進していくこと。

自治体病院については、公立病院改革ガイドラインを踏まえた改革プランの策定とそれに沿った経営の健全化、病院の再編ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院が改革を進めるに当たり、国においては、へき地医療など地域において重要な役割を果たしている公立病院の使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の健全化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、円滑な運営のため必要な措置を講じるとともに、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、国は責任を持って対応すること。

将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の改革等を引き続き着実にを行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。

国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

【背景・理由】

- ・ 最近におけるめざましい医療技術の進歩、急速な高齢化の進展、国民の生活水準の向上や意識の変化など医療を取り巻く環境は著しく変化しており、これに対応した医療機関などの機能分化、役割分担等が適正に行われるよう、その体系的整備を効率的・効果的に推進する必要がある。
- ・ へき地等における深刻な医師不足、地域間あるいは診療科目間の医師の偏在が大きな問題となっているため、新医師確保総合対策や、緊急医師確保対策、安心と希望の医療確保ビジョン等を強力に推進していくとともに、地域及び特定診療科における必要養成医師数について全国レベルで再検討を行った上で、更なる医師確保対策を講じる必要がある。
- ・ 医療施設の整備に当たっては、多様化する医療ニーズに対応することが必要である。

- ・ 自治体病院については、公立病院改革ガイドラインを踏まえた改革プランの策定とそれに沿った経営の健全化、病院の再編ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院がへき地医療など地域において重要な役割を果たしていることに鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の健全化や医療体制の整備が必要である
- ・ 高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が設けられた。
 しかしながら、制度の趣旨や仕組み等が国民に十分周知されず、更に、制度スタート時に保険証の未着や保険料の算定誤りといった事務手続きのミスで、制度自体への国民の信頼が大きく損なわれている。
 そもそもこのような事態を招いた主たる原因は、制度設計者である国からの保険料算定等のコンピュータプログラム提供の大幅な遅れなどにより、地方の準備作業が混乱し、住民への周知・広報活動に影響を及ぼしたことにある。
 こうした中、国は「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を示したことから、今後はこの方針に従い、運用に当たっては更なる混乱を招かぬように地方公共団体の意見を十分に反映させ、慎重に対応していく必要がある。
- ・ 国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項などを定めた健康増進法に基づき、健康づくりを積極的に推進することが必要である。国は、医療費適正化の推進について、生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付けているが、生涯にわたる健康増進、疾病予防対策の体系的な整備が必要である。
- ・ 感染症対策については、国際的に取り組む課題として、国、地方公共団体、医療機関、社会福祉施設等の連携体制を整備し、迅速かつ的確に対応していく必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国立病院機構の病院・療養所の運営に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点、及びこれまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実を図ること。特に、地域及び診療科における医師偏在の解消のための抜本的な対策として、へき地・周産期など地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関の管理者となる要件とするほか、臨床研修修了後、一定期間医師不足地域での勤務を義務付けるなど、具体的な対策を講じること。
- (3) 小児科医、産婦人科医、麻酔科医、看護師、助産師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上及び子育て支援策の充実などの就業環境の

整備を総合的に推進すること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の改善を図るためには医師総数を増やすことが必要であることから、地域の実情に応じたさらなる大学医学部の定員増等を行うこと。また、大学教育から後期研修の各段階で、へき地及び特定診療科に勤務する医師を養成する具体的仕組みづくりを行うこと。

- (4) 医師の標準数については、病院の持つ機能や慢性期・急性期などの患者の特性に応じた設定を行うとともに、医師確保が困難な地域については、病院の開設許可等に当たっても特例措置を講じること。
- (5) 病院勤務医の過重労働を解消し、本来業務に専念できる勤務環境を確保するため、医療関係職種の役割分担の在り方や業務の範囲について、具体的に検討し明らかにすること。
- (6) 内科、小児科を中心とし、診療科全般に渡って高い診療能力を有しているいわゆる総合医は、へき地に限らず地域でも大いに求められる人材であることから、総合医を専門医と同様に位置付け、育成を図ること。
- (7) 救急病院に軽症の患者がかなり集まっている現状に鑑み、病院勤務医の負担を軽減するため、地域の開業医に今まで以上に政策医療への協力を呼びかけるとともに、救急病院の適正利用を促す取組みを強化すること。
- (8) 救命救急センターや二次救急医療機関等の役割・機能の十分な発揮により救急医療の充実を図るとともに、ドクターヘリの導入促進やその安定的運用により救急搬送体制の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (9) 自治体病院については、公立病院改革ガイドラインを踏まえた改革プランの策定とそれに沿った経営の健全化、病院の再編ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院が改革を進めるに当たり、国においては、へき地医療など地域において重要な役割を果たしている公立病院の使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の健全化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。
- (10) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、国は責任をもって対応すること。

また、国は、率先して制度創設の趣旨、保険財政の仕組み、保険料の算定・徴収等について、関係者・関係団体、報道機関等を通じ、今まで以上に周知徹底や理解を図り、迅速な制度の定着に努めること。

さらに、新たな対策の実施に当たって、内容によっては、地方の現場では、相当量の事務量が発生することから、更なる混乱を招かぬよう、具体的な実施方法等について、地方と十分協議を行うこと。新たな対策の広報活動についても、国民に対し率先して十分な説明、周知を行うこと。

- (11) 医療保険制度の改革については、地方の意見を十分に反映させ、国の責任において、医療保険制度における構造的問題の具体的な解決策を講じる

とともに、負担と給付の公平化、安定した制度運営を将来にわたって確保するため、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。

- (12) 健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うとともに、地方公共団体が行う生涯を通じた健康増進、疾病予防対策を効果的に推進するための環境の整備を推進すること。
- (13) 感染症対策については、諸外国との連携体制を強化し、適切な予防対策を講じること。また、国内における感染症発生時の対策の充実を図るとともに、必要な支援を行うこと。特に、結核予防法の感染症法等への統合後も結核根絶に向けた取組みを後退させることがないよう、国立病院機構の病院・療養所の結核病床について現行規模を確保する等、結核対策の一層の充実を図ること。
- (14) 難病対策は、国において全国的な制度として実施されるべきものであることを踏まえ、特定疾患治療研究事業の対象疾病を見直すなど、難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させるとともに、法制度化等による制度の安定化を図ること。また、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担を早期に解消すること。

3 新型インフルエンザ対策の推進について

新型インフルエンザは、これまでの感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であることから、国が主体となって、地方公共団体との十分な事前協議のもと、国民的な合意を得ながら対策を進めること。

さらに、これら対策の実効性を高めるための法整備や、地方公共団体等への十分な財政措置を講じること。

【背景・理由】

- ・ 新型インフルエンザは、国家的な危機管理の問題であることから、国が主体となって対策を進めていくことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ対策については、都道府県をはじめ地方公共団体にも果たすべき重要な役割があると認識しており、これまで新型インフルエンザ対策行動計画の策定をはじめとする国の動きに合わせ、計画の策定やタミフルの備蓄、医療機関の確保に取り組むとともに、関係機関と連携した訓練の実施などに努めてきたところである。
- ・ こうした取組みを通じて、地方公共団体への法的権限の付与や財政措置を始め、大流行時における報道機関との協定、感染者の個人情報取り扱い、食糧備蓄とその輸送体制の整備など、新たな対策の検討を進めるべき事項が明確になってきたところである。
- ・ 今後、国において新型インフルエンザ対策を進めるに当たっては、地方公共団体と事前に十分に協議する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題として、より広範な対応を想定した各種法令の整備、医療機関の患者受入れの促進、自衛隊、警察及び消防機関と都道府県知事との具体的な連携方策の明確化等について、国が強いリーダーシップを持って対応するとともに、国、都道府県、市町村それぞれの責務及び役割分担を明確にすること。
- (2) 新型インフルエンザ対策を国民に周知し、ワクチン接種の優先順位、新型インフルエンザに関する医療体制、発生時に想定される個人の権利の制限、公共交通機関の運行制限、患者情報の公開等について国民的な合意を得ること。
- (3) 新型インフルエンザ患者に対応する医療機関及び医療従事者の確保や社会機能の維持等に当たって、都道府県知事が新型インフルエンザに対し、実効性ある総合的な対策を推進するため、災害救助法や災害対策基本法に類似した権限を付与するなど、法的な整備を進めること。
- (4) ワクチンの接種、集会等の自粛要請等の対策について、その法的根拠を明確にす

るとともに、関係する地方公共団体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること。

- (5) 医療体制の整備、ワクチン接種、住民支援など地方公共団体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用について、十分な財政措置を講じること。

2 次世代育成支援対策の推進について

社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子どもを生き育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化すること。

また、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化するとともに、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

さらに、個人の意思を尊重しつつ、子どもを生き育てることについて、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

【背景・理由】

少子化の流れを変えるため、国においては、「少子化社会対策大綱」に基づき重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を策定し、地方自治体や事業主の一部においても、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき行動計画を策定し、それぞれが連携しながら各種取組みを推進しているところである。

しかしながら、合計特殊出生率は依然として低い水準にとどまっている上、総人口が減少局面に入り、今後一層少子・高齢化が進むと予想されている。このような厳しい状況の中で、次世代育成支援対策は、我が国にとって最重要の課題となっており、第2次ベビーブーム世代が30代半ばとなっている今、目に見える形での対策の強化が求められる。

国においては、平成19年12月にとりまとめた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を具体化するため、平成19年12月には社会保障審議会に少子化対策特別部会が、平成20年2月には社会保障国民会議に持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会が設けられ、検討が行われているが、早急にあらゆる分野での取組みを総合的に進め、社会全体で次世代育成を支援していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子育て家庭に対する手当の充実を図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、所得税の税額控除制度の新設など、子育て家庭に対する支援税制を実施すること。

また、不妊治療費、妊婦健診費及び出産費への助成拡大又は医療保険適用、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減を

図ること。あわせて、現物給付方式により乳幼児医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

さらに、奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

- (2) 多様な保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るための予算を大幅に増やすとともに、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

また、「認定こども園」や「放課後子どもプラン」など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっているものについて、地域の実情に応じた総合的な施策の展開を図ることができるよう進めるとともに、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

- (3) 産科、小児科医の確保や子どもの安全対策の強化など子どもが健やかに育つ環境づくりを進めること。

また、中高生の頃から、子ども・子育てや命の大切さを学ぶようにするとともに、乳幼児との触れ合いの機会を増やすなど、次代の親育ての取組みを進めること。

さらに、女性が子どもを健やかに生み育てられるよう、健康支援策を推進すること。

- (4) 企業において働き方の見直しや従業員への支援が進むよう、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の拡充、一般事業主行動計画の策定義務の300人以下の企業への拡大、及び行動計画の公表義務付けを行うこと。

また、21世紀職業財団の助成金の財源枠の拡大、要件緩和や手続きの見直しなど中小企業等への助成制度を充実すること。

- (5) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子育てに合わせた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ること。

また、男性に特化した育児休業制度の導入の検討を始め、長時間労働の削減、年次有給休暇や育児休業を取得しやすい環境の整備、啓発など、子育て期にある男性の働き方の見直しを促進すること。

さらに、国と地方の労働行政の情報の共有化、役割分担の見直しを行うこと。

- (6) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立を促し、未婚化・晩婚化の要因の解消を図ること。

- (7) 個人の意思を尊重しながら、出産や子育ての意義・素晴らしさ等についてより国民にメッセージが伝わるよう、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、結婚について国民的関心を惹起するための取組みを行うこと。

また、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する機運づくりについても、マスコミ等と連携して積極的に取り組むこと。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

特に、児童・高齢者・障害者等の虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

なお、民法第772条のいわゆる300日規定に起因する無戸籍児問題については、子の人権を擁護する観点から、実態を十分踏まえた実効性ある対応策を講じること。

【背景・理由】

人権教育・啓発については、国及び地方公共団体を始め学校や職域などそれぞれの機関等で取り組んできているが、インターネットを利用した差別表現の流布など、いまだ様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害が見受けられることから、引き続き、人権教育・人権啓発活動を推進していくとともに、早急に、実効性のある人権救済制度を確立しなければならない。

さらに、児童・高齢者・障害者等の虐待並びに女性への暴力については、その防止と被害者の保護及び自立支援など、引き続き必要な支援措置を講じる必要がある。

特に、障害者に対する虐待や差別については、「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、被虐待者を保護する仕組みや差別や権利侵害があった場合の救済の仕組みの制定など、十分な措置を講じる必要がある。

なお、離婚後300日以内に生まれた子は前の夫の子と推定する民法第772条に起因する戸籍等の諸問題については、政府や最高裁判所等において、パスポートに係る運用や認知調停の制度周知など対応を図ってきているところであるが、子の人権を擁護する観点から、引き続き実態を十分踏まえた実効性のある対応策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・ハンセン病患者等にかかわる不当な差別、その他のあらゆる人権侵害を早急に解消するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画の見直しに適正に反映させること。
- (3) 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の

実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じるとともに、家族再統合並びに子どもの自立に対する支援についての体制整備を図ること。

- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な実施のため、引き続き、専門的知識を有した人材の確保、養成などに対し支援を行うとともに、制度の普及啓発、高齢者虐待の発生要因等実態把握に努め、より具体的な虐待の定義、判断基準を示すこと。
- (5) 障害者に対する虐待については、虐待防止、被虐待者の保護及び養護者支援等を推進するため、早急に十分な措置を講じること。
- (6) 配偶者等からの暴力による被害者の自立支援については、国の責務として全国的に一定の水準を確保するための施策を示すこと。また、加害者の更生に向けたプログラムを早急に作成すること。
- (7) 民法第 772 条のいわゆる 300 日規定に起因する無戸籍児の問題については、子の人権を擁護する観点から、引き続き実態を十分踏まえた実効性ある対応策を講じること。

4 雇用対策の推進について

依然として厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進すること。

【背景・理由】

最近の我が国経済は、景気回復が足踏み状態にある。雇用情勢は、地域差はあるものの、厳しさが残り、改善に足踏みがみられる。完全失業率についても、低下傾向で推移してきたが、足踏みがみられ、就業者数は減少している。若年層では、完全失業率において、低下傾向は見られるものの、全体平均と比べ、依然として高水準であるとともに、高い離職率や多数のニート・フリーターなども社会問題となっている。若者の働く意欲を喚起し、能力を高めるために、若者自身はもとより、経済界、教育界、地域社会、政府等の関係者が統一的な方針の下、戦略的に取り組んでいくことが必要となっている。

国においては、雇用のミスマッチ縮小や若年者の就職を重点とする各種雇用施策及びニートの若者に対する自立支援施策を推進しているところであるが、引き続き、雇用対策連絡調整会議等を通じて国と地方公共団体との連携を密にするとともに、公共職業安定所やジョブカフェ及び地域における若者自立支援ネットワークを通じた施策を充実し、雇用を安定的に確保する必要がある。

平成18年度から障害者自立支援法の本格施行及び障害者雇用促進法の改正が行われたところであるが、中小企業における障害者雇用の促進や短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどを柱とした障害者雇用促進法のさらなる改正案が国会に提出されており、障害者の就労支援とともに、中小企業を中心とした事業主への支援もあわせて求められている。

【具体的な要望事項】

- (1) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職・起業支援など適切な能力開発・就業支援の充実強化を図ること。特に若年者の社会的自立促進のためのジョブカフェ関連事業や障害者自立支援法及び障害者雇用促進法に基づく障害者の就労支援については、十分配慮すること。また、雇用状況が改善していない地域においては、離職者訓練の充実・強化など支援策を講じること。
- (2) 都道府県が地域の実態に即し、総合的な雇用・就業対策を実施できるよう、公共職業安定所の有する雇用情報等の積極的な提供に努めること。
- (3) 都道府県労働局及び公共職業安定所においては、地方公共団体との積極的かつ有機的な連携の強化に努め、地域の実情に対応したきめ細かな取組みを展開すること。
- (4) 雇用形態が多様化する中であって、正規労働者と非正規労働者との均衡ある処遇や日雇い派遣を含む登録型派遣労働問題など、正規・非正規労働者

働をめぐる問題に対処するため、法的な整備等必要な取組みを進めること。

5 教育施策の推進について

1 教育改革の推進

地方公共団体が、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるなど、環境の整備を一層推進すること。

また、地方分権の趣旨を踏まえて地方の自主性の向上が図られ、地域における教育が更に充実したものになるよう、地方公共団体の円滑な行財政運営に十分配慮した適切な施策の展開を図ること。

さらに、教員の、子どもと向き合う時間の拡充を図るなど、喫緊の教育課題に対応した次期教職員定数の改善計画を早期に策定すること。

中核市等への県費負担教職員の人事権移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

いじめ問題については、その抜本的な解決に向けて国民的に議論するとともに、地方・学校現場における取組の充実のため、必要な措置又は支援策を講じること。

【背景・理由】

平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育の目的や理念が示された。それを受けていわゆる教育改革関連3法も改正されたが、いじめ問題や特別支援教育の充実、食育・徳育の推進など、教育をめぐる課題は山積しており、引き続き地方の意見を反映した政策の充実が求められている。

中核市等への教職員人事権の移譲については、平成20年6月20日に政府の地方分権改革推進要綱（第一次）が示され、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、既に人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、地方分権改革推進計画の策定までに結論を得るとされている。

こうした人事権の移譲等は、各市町村の独自性や課題に応じた教育行政が可能となることから、地方分権を推進する上で、今後も検討する必要があるが、全ての市町村において、一定水準の人材確保を図る上で支障が生ずるという懸念が大きいため、検討に当たっては、地方の意見を十分に聞く必要がある。

平成17年度に完了した第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、定数改善計画は策定されておらず、平成20年度は教員1,000人の純増となったが、地方の意見を反映した新たな定数改善計画を早期に策定していく必要がある。

なお、平成18年10月に安倍内閣の下に設置された教育再生会議は、平成20年1月に最終報告を提出し、今後、平成20年2月に設置された「教育再生懇談会」において、その最終報告が政策に反映されるかを点検することになっている。

さらに、学習指導要領については、平成20年1月の中央教育審議会答申を受け、週あたりの授業時数の増加など、これまでのいわゆる「ゆとり教育」からの転換を図る改訂が行われており、今後、教職員配置等地方の実情を反映した政策の展開が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 教育改革の趣旨や内容について、国民に対する説明を十分に行うなど、普及活動の徹底を図ること。
- (2) 地方の自主性の向上を図り、私立学校振興をも含め、諸施策をより一層効果的に展開できるよう、地方公共団体の行財政運営に十分配慮すること。
- (3) 地方の意見を反映した次期教職員定数改善計画を早期に策定、実施すること。
- (4) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育制度の実施に当たっては、障害の状態及び特性に応じた学習の場の設置・運営の在り方やそれに伴う人的配置、あるいは教員の専門性の向上や医療・福祉等の専門家の積極的な活用など、地方において柔軟な教育が可能となるよう必要な措置を講じること。
また、特別支援教育の充実に向け、特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校に、特別支援教育コーディネーターとして専門的な担当教員を配置できるよう、義務教育諸学校標準法及び高等学校標準法上に位置付けるなど必要な措置を講じること。
- (5) 国は、中核市等への教職員人事権の移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。
- (6) いじめ問題の抜本的な解決に向けて国民的に議論するとともに、地方・学校現場における取組の充実のためのスクールカウンセラーの充実など教育相談体制の強化や、他人を思いやる心を育てるための道徳教育や人権教育の推進等、必要な措置又は支援策を講じること。

2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し
政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期
に実施することとし、そのスケジュールを早期に提示すること。
その際、道府県が広域的調整を図る仕組みを構築すること。

【背景・理由】

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、都道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

この問題の解消が進んでいない中で、最近の動向として、平成19年3月の中央教育審議会の答申や、平成20年1月の教育再生会議の最終報告において、市町村教育委員会への人事権の移譲については検討していくとされているものの、政令指定都市における人事権と給与負担との一元化については、改革の方向が示されていない。

一方、平成20年6月20日に示された政府の地方分権改革推進要綱（第一次）においては、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、既に人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、地方分権改革推進計画の策定までに結論を得るとされている。

地方分権の観点からも、現在の教職員の任命権に加え、教職員の給与負担とその財源を税源移譲等により移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限等を移譲し、政令指定都市に一元化することで、県の関与が縮小され、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となるため、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に実施する必要がある。

その際、財源措置については国と地方の役割分担の抜本的な見直しによる税源移譲など、自主財源の充実確保を図る必要があり、国において、具体的な措置を講じるべきと考える。

【具体的な要望事項】

教育における地方分権を進め、政令指定都市が自主的・主体的な教育行政を展開することができるよう、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に実施すること。

また、道府県から政令指定都市に円滑に事務等が移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

その際、人材や教育水準等の確保の観点から、道府県が政令指定都市とその

他の市町村との広域的調整を図る仕組みを構築すること。

3 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の在り方

国及び財団法人日本体育協会は、開催都道府県の意見を十分反映して国民体育大会の活性化・効率化に向けて継続的に改革を推進するとともに、開催にかかわる経費を応分に負担すること。

また、国民体育大会直後に開催される全国障害者スポーツ大会についても、国は応分の負担をすること。

【背景・理由】

競技レベルの低下、メディアの発達による国内大会への関心の相対的な低下、過剰な施設整備への批判など、国民体育大会を巡っては様々な課題があり、財団法人日本体育協会を中心に順次、改革が進められている。しかし、改革の検討・実施に当たって、開催都道府県が直接意見を述べる機会がない。

また、国民体育大会は、スポーツ振興法の規定に基づき、国、財団法人日本体育協会及び開催都道府県の三者共催となっているが、国体開催に係る財政的な負担のほとんどを開催都道府県が担っており、国及び財団法人日本体育協会は主催団体として応分の負担をする必要がある。

さらに、国民体育大会直後に開催される全国障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会開催規程に基づき、原則、国及び財団法人日本障害者スポーツ協会が主催するとなっているが、国民体育大会同様、開催に係る財政的な負担のほとんどを開催都道府県が担っており、国は主催団体として応分の負担をする必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国民体育大会の改革を推進するに当たっては、開催都道府県の意見を十分反映すること。
- (2) 国及び財団法人日本体育協会はスポーツ振興法の理念に基づき、国体開催経費の応分負担をすること。
- (3) 国は、全国障害者スポーツ大会開催経費の応分負担をすること。

4 国立大学法人運営費交付金について

国立大学が安定的な運営の下で、高等教育への進学機会の保証や中核的な人材の育成、行政・民間企業等との連携による貢献など地域における「知の拠点」としての重要な機能、役割を持続的に果たせるよう、必要な運営費交付金を措置すること。

【背景・理由】

これまで国立大学は、国民の高等教育を受ける機会の保証、中核的な人材の養成拠点、知識・技術の創造拠点などの役割を担い、あわせて、教育・文化・産業振興などを通じて「知の拠点」として地域の自立と発展に寄与してきた。

ところが、財政制度等審議会等において国立大学の財務的基盤の中核となる国立大学運営費交付金の配分方法について、極端な競争原理や成果主義に基づく配分方法へ見直すべきであるという議論やシミュレーションが行われ、こうした動きを受けて平成20年4月には、文部科学省から、第一期中期目標期間（～21年度）における各大学の努力と成果を評価し、資源配分に適切に反映させるとする見直しの方向性が示されたところである。

しかし、競争原理や成果主義が行き過ぎると、直ちに効果が見えにくい基礎的分野や文科系・教育系大学における教育・研究等は深刻な影響を受けるおそれがあり、教育・研究に係る地域格差が拡大することにつながり、国立大学がこれまで地域で果たしてきた「知の拠点」としての役割も果たせなくなる。

国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、安易な競争原理や成果主義のみによることなく、各国立大学が地域において果たしている機能、役割、規模、特性等を十分考慮すべきと考える。

【具体的な要望事項】

国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直しに当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入することなく、各国立大学が地域において果たしている「知の拠点」としての機能や役割の重要性を十分考慮の上、必要な運営費交付金を措置すること。

5 高等学校施設の耐震化の促進について

高等学校施設については、小・中学校施設と比べ、耐震化促進のための十分な財源措置がなされていないことから、国において早急に必要な財源を措置をすること。

【背景・理由】

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、地震発生時には児童生徒や地域住民の避難場所としての機能を果たすものであり、その安全性の確保は極めて重要かつ緊急の課題である。

中国・四川省大地震、わが国で発生した岩手・宮城内陸地震の状況を鑑みれば、今後、いついかなる場所でも、このような大規模地震が起こりうる危険性がある。

日本の将来を担う児童生徒のかけがえのない命を守るため、さらに避難住民等の安全確保のため、倒壊等の危険性の高い学校施設の耐震性の確保に学校設置者は、早急に取り組む必要がある。

このような中、本年、地震防災対策特別措置法が改正され、公立学校施設整備費補助金における、大規模地震で倒壊等の危険性が高い小・中学校等の建物の補強に係る補助率が $1/2$ から $2/3$ に引き上げられた。また、同法改正では、私立の小・中学校等について、国、地方公共団体は地震防災上必要な整備のため、財政上の配慮をすることが規定されたところである。

しかしながら、高等学校施設については、公立高等学校では、「公共施設耐震化事業」(一般単独事業債充当率 90% 、元利償還金に対する交付税算入率 50%)のみであり、また、私立高等学校では、耐震補強工事に対する国の補助は $1/3$ 、改築は対象になっていないなど、小・中学校施設と比べ、支援措置が十分なものではない。高等学校への進学率が 95% を超える現状に鑑みれば、単に義務教育でない等との理由だけで高等学校を排除することは適切でない。将来を担う世代のかけがえのない命を守ることは我々の責務であり、高等学校についても財政上の支援が不可欠である。

【具体的な要望事項】

- (1) 公立高等学校施設の耐震化については、現在、地方債の元利償還金に対する 50% の地方交付税措置があるが、さらに耐震性の確保を促進するため、早急に地方交付税措置を公立小・中学校施設並みに拡充すること。
- (2) 私立高等学校施設についても、早急に、耐震化のための補強工事の補助率を現行の $1/3$ から公立小・中学校施設並みの $2/3$ に引き上げるとともに、現在、対象となっていない耐震化のための改築工事を補助対象に加えること。

【 エネルギー・環境関係 】

1 資源エネルギー対策の推進について

- 1 エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成
- 国は、エネルギーが国民生活や産業活動に欠くことのできない重要な基盤であることにかんがみ、世界的なエネルギー需給構造の変化等を踏まえ、エネルギーの安定供給確保を図ることを第一義的目標として、国内対策、対外対策を総合的、計画的に推進すること。
- また、エネルギー政策の推進に当たっては、安全の確保や環境保全に十分配慮しながら、省エネルギー政策や新エネルギー政策を推進するとともに、エネルギー政策について国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

【背景・理由】

現代社会は、安定したエネルギー供給を基礎として成り立っている。

しかしながら、日本のエネルギー輸入依存度は先進国の中でも非常に高い水準にあり、為替レートの変動や輸入相手国の国情の変化等により、国民生活に大きな影響が及ぶなど、我が国のエネルギー供給構造は脆弱である。

このような中、国際エネルギー市場の構造的な需給逼迫が中長期的に継続する可能性や、一時的な市場混乱要因・混乱増幅要因の多様化等が指摘されており、各国においてエネルギー戦略の再構築が活発化するなど、安定供給を図る上から、エネルギー政策に戦略的に取り組む必要がある。

一方、平成14年8月に発覚した電気事業者の不正問題以降、平成16年8月の美浜発電所の配管破損事故、平成18年から19年にかけて発覚した事故隠しやデータ改ざんなど原子力に対する信頼の失墜、それらによる発電施設の設置計画から立地までの長期化等、エネルギーの安定供給の障害となる事態が発生している。

また、平成17年2月には、国際的な温室効果ガスの削減目標等を定めた京都議定書が発効するなど、環境保全にも対応したエネルギー政策が求められている。

国民が豊かな生活を安心して安定的に営むためには、輸入相手国との幅広い関係強化を図り、エネルギーの安定供給の確保に努めるとともに、エネルギー基本計画等に基づき、国民や地方公共団体等の意見を十分取り入れながら、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入拡大を図ることが求められている。

特に、エネルギー政策の推進に当たっては、公開を大前提として、広く国民に情報を提供するなど、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うことが重要である。

【具体的な要望事項】

- (1) エネルギー政策の推進に当たっては、国際的なエネルギー情勢の変化等を踏まえつつ、我が国におけるエネルギーの安定供給確保を図ることを第一義的目標として、国内対策、対外対策を総合的、計画的に推進すること。
また、エネルギー政策の策定に当たっては、政策決定プロセスの透明化を図り、国民、地方公共団体の意見を十分取り入れ、国民の理解と合意を得られるよう最大限に努力すること。
- (2) エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、新エネルギーの開発利用及びエネルギー技術に関する研究開発を推進すること。
- (3) 国民が広くエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、情報公開とエネルギーに関する知識の普及・啓発等を図ること。

2 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進すること。

また、電源三法交付金制度について、地域振興を図るため、関係自治体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度を改善するとともに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画を着実に推進すること。

【背景・理由】

電気の安定供給は、我が国の経済、国民生活の基盤となる重要な課題であることから、供給を担う発電施設等の立地に当たっては、その周辺地域の自立的な振興を図るため、各省庁一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進する必要がある。

また、電源三法交付金制度について、電源地域のニーズに適切に対応できるよう制度の改善を図ることが必要である。

さらに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画については、特例措置が受けられない事例が多数見られるなど、その着実な実施に向けた環境が厳しさを増している。

【具体的な要望事項】

- (1) 電源立地地域の住民及び地方公共団体に対し、安全・安心を大前提に十分な理解を得ながら発電所等の立地、運転を進めること。
- (2) 電源三法交付金制度について、交付単価、交付限度額の引上げ及び対象地域の拡大を行うとともに、地元の自主的、弾力的な運用が図られるよう制度を改善すること。
- (3) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画については、事業の採択や特例措置の適用を確実に推進するほか、制度の拡充や地域の実状に応じた弾力的且つ実効性のある運用に努め、その着実な推進を図るとともに、法の延長について措置すること。
- (4) 電源三法交付金の対象施設の解体に着手する年度をもって同交付金の交付を打ち切ることなく、施設、劣化ウラン、放射性廃棄物等すべての撤去が終わるまで適用期間を延伸すること。

3 新エネルギー開発利用の推進

新エネルギーの総合的な開発利用を推進するため、バイオ燃料等の技術開発や導入支援を継続・拡充するとともに、事業者等による廃棄物発電（RDF発電等）、風力発電、太陽光発電、中小水力発電（1,000kW以下）、バイオマス発電、燃料電池等の導入が一層進むよう適切な措置を講じること。

【背景・理由】

エネルギーの安定供給と地球環境問題への対応は、いずれも避けられない重要な課題であり、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」及び同法に基づく基本方針、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」等に基づき、新エネルギーの開発利用を促進する必要がある。中でも自然エネルギーの活用は将来に向けての大きな課題であり、地方公共団体等を始めとする先行的な取組みを一層進める必要がある。

また、新エネルギーの導入を促進するためには、地方公共団体等と連携した普及啓発活動の推進や、導入の障害となっている各種法規制の緩和を図るとともに、新エネルギーによる発電事業を行う者の負担が過大とならないよう、発電設備に対する支援措置が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) バイオ燃料等新エネルギーの技術開発や導入に対する支援について、民間事業者に対する税制・金融面の支援を含め、拡充すること。
- (2) 事業者等による廃棄物発電、風力発電、太陽光発電、中小水力発電（1,000kW以下）、バイオマス発電、燃料電池等の発電設備に対する支援措置を拡充すること。
- (3) 電気事業者による新エネルギー等の電気買取量の拡大及び買取価格の引上げを促進すること。また、グリーン電力証書を二酸化炭素排出削減量として認証する制度の創設を図ること。

4 原子力政策についての国民の信頼と理解の促進

原子力政策を進めるに当たっては、エネルギー供給における原子力の果たす役割、意義等について国民の信頼と理解が得られるよう情報公開や広報に取り組むこと。

特に、原子力発電所等の安全性、必要性等に関する詳細な情報公開の促進に努めるとともに、核燃料サイクルに取り組むに当たっては、国民の理解を得ながら進めること。

【背景・理由】

原子力政策については、国のエネルギー政策の展望を明らかにした上で、原子力の意義や役割を分かりやすく国民に示し、十分な議論を積み重ねて国民の理解を醸成することが肝要である。平成17年に原子力委員会によって策定された「原子力政策大綱」に基づき、更に国民の信頼と理解を得るよう努力していく必要がある。

特に、原子力発電所等については、事故隠しやデータ改ざん等の事業者の不正問題や耐震安全性の問題等により、国民の原子力に対する信頼が大きく損なわれた状況下において、安全確保や防災等の幅広い情報を地域住民はもとより広く国民に公開し、説明するとともに、コミュニケーションを増進し、信頼の回復を図ることが急務である。

また、「原子力政策大綱」においては、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することが基本方針とされたが、このことについては、いまだ国民の理解が十分に得られているとは言えない状況にあり、今後、取り組んでいくに当たっては、国民の理解を得ながら進める必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 政府や国民が、エネルギー供給における原子力の意義や役割、核燃料サイクルの安全性や必要性等について十分に議論できる多様な機会を設けること。
- (2) 環境とエネルギーや原子力について、小・中・高等学校における教育の一層の充実に取り組むこと。
- (3) 原子力発電所等について、許認可、事故、故障、軽微事象、耐震安全性を含む安全に関する幅広い情報の公開を徹底すると同時に、地方公共団体との連携を強め、より詳細な情報を迅速に伝達、提供すること。また、そのように施設設置者を指導すること。

5 原子力発電所等の安全確保

原子力発電所等における品質保証体制の確立、新たな知見を踏まえた安全審査・検査の充実、審査・検査に係る情報の公開、共有化等を図り、その安全性、信頼性の確保に万全を期すること。

なお、使用済燃料の発電所内での貯蔵が長期化しないよう、発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けての立地の促進等に積極的に取り組むこと。

また、特定放射性廃棄物の最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に基づき政府一体となって事業の推進に取り組む必要があるが、地域住民の理解を得られるよう努めるとともに、関係地方公共団体の意見を十分に尊重すること。

【背景・理由】

原子力発電所等の安全性、信頼性の確保は、国民社会と原子力の調和にとって必要不可欠な条件である。平成11年9月のJCO臨界事故や平成14年8月に明らかになった電気事業者の不正問題を受け、「原子力災害対策特別措置法」の制定や「電気事業法」及び「原子炉等規制法」における、設備の健全性評価の義務付けや罰則の強化等が行われた。しかしながら、平成16年8月にも美浜発電所において配管破損事故が発生しているほか、平成18年11月以降事故隠しやデータ改ざんが明らかになっており、安全及び信頼の確保を図るため、これら関連する法令等に係る安全規制、審査・検査、通報等の厳格な運用が強く求められている。

また、平成19年7月の新潟県中越沖地震においては、柏崎刈羽原子力発電所での変圧器火災や放射性物質の漏えい事象等により、原子力発電所等の耐震安全性や火災に対する初期消火活動体制等について、立地地域はじめ国民に大きな不安を抱かせることとなった。

さらに、放射性廃棄物の処理・処分について、その方法を確立し、安全性を明確に示すことは、原子力に対する信頼を確立する上で極めて重要である。そのため、「原子炉等規制法」、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」等に基づく適切な処理・処分の方法を研究開発し、早期に適正な処理・処分の事業化を図ることが求められている。

【具体的な要望事項】

- (1) 国は、安全規制の責任が十分果たせるよう、安全規制を行う組織の独立性を高めるなどその在り方の見直しを図り、原子力安全規制の機能・体制を充実強化すること。
- (2) 原子力保安検査官制度を活用し、人為事故の発生防止に努めること。
- (3) 事故・故障等異常時における地方公共団体への通報義務を国と同様の内

- 容により制度化し、国民に対する情報公開に万全を期すること。
- (4) シビアアクシデント対策は、その趣旨を住民に十分説明し、その理解を得ながら進めるよう事業者を指導すること。
 - (5) 高経年化対策検討委員会の最終報告書に盛り込まれた対策を着実に実施するとともに、今後の知見の的確な反映や適切な時期の見直しを行うなど、高経年化炉の安全対策に万全を期すること。
 - (6) 原子力発電所等の耐震安全性については、新潟県中越沖地震を踏まえ、平成 1 8 年に改訂された指針の妥当性を早急に検証し、必要に応じ指針の見直しを行うとともに、事業者が行う評価結果の妥当性を国として厳正かつ早期に確認すること。また、発電所全体として一貫した地震対策を実施しているかどうかについても厳格に確認すること。さらに、国自らがそれら確認結果を分かりやすく説明すること。
 - (7) 原子力発電環境整備機構による最終処分施設の建設については、国民的な議論を喚起しつつ地域住民の理解が得られる取組みを進め、民主的で透明な手続きを経て取り組むこと。
 - (8) 廃炉措置に伴う放射性廃棄物の処理・処分について、安全かつ恒久的な方法を確認するとともに、早急に関係法令等を整備すること。
 - (9) 原子力発電所以外の事業所に保管されている低レベル放射性廃棄物の処分体制を早期に確立すること。
 - (10) 輸入 M O X 燃料の安全規制について、抜本的強化対策を講じ国による厳正な安全確認を行うとともに、製造時の品質管理を徹底するよう事業者に対して厳正に指導すること。
 - (11) 国において検討がなされている原子力発電所等に対する新たな検査制度については、これまで全国一律に行っていた検査を高経年化の程度やトラブルの実態などを踏まえたプラントごとの的確な検査とするとともに、定期検査間隔の延長を不安視する声もあることから、制度の導入に当たっては十分慎重に対応すること。また、分かりやすく丁寧な説明を行い、国民の十分な理解を得ること。

6 原子力防災対策の充実

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、原子力防災対策の実効性をより一層高めるよう取組みを進めること。

また、原子力発電所等に対するテロ行為等の防止対策について、国民保護法に基づく国民の保護に関する基本指針や国民保護計画をも踏まえ、住民の安全の確保と不安の解消を図るため、関係機関が一体となってより一層の防護対策を講じること。

【背景・理由】

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体、事業者が連携してその実効性をより一層高めることが求められている。

そのため、原子力発電所等における安全確保のための取組みを踏まえ、原子力防災対策の特殊性を考慮しながら、万一事故が発生した場合においても周辺住民の生命、健康等への被害を最小限に抑えるための対策強化を図る必要がある。

また、平成19年7月の新潟県中越沖地震を踏まえ、大規模災害等により原子力発電所等が被災したり、発電所への影響が懸念される場合にも実効ある防災体制を強化することが求められる。

さらに、国民保護法が施行され、地方公共団体においても避難対策を始めとする各般の施策を講じていくこととされているが、原子力発電所や石油コンビナート等特別防災区域などに関し予測される事態を早期に想定し、国、地方公共団体が協力して、国民の保護に当たっていく体制を早急に整える必要がある。

平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ等にかんがみ、原子力発電所等においても住民の安全の確保と不安の払拭を図るため、事業者に対する核物質防護対策、テロ行為などを含む不測の事態への危機管理対策を一層強化することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) オフサイトセンターの運用マニュアルについて地方公共団体の意見を踏まえ随時改善を図るなど、緊急時の体制を充実するとともに、平常時における原子力防災知識の普及等原子力防災業務の徹底を図ること。
- (2) 原子力施設ごとに原子力災害時の具体的な事故想定、影響を及ぼす地域の範囲及び被害想定について検討を行い、緊急車両用道路や住民等の避難経路・迂回路の確保等に関し、地方公共団体への支援を含む危機管理対策の充実を図ること。
- (3) 大規模自然災害により、原子力発電所等が被災した場合や発電所等への影響が懸念される場合には、発電所内部の状況や住民避難の必要性等に関する情報を直ちに地方公共団体に連絡し、併せて国民に公表する仕組みに

ついて、「原子力災害対策特別措置法」の改正も含め検討すること。

2 環境保全対策の推進について

1 地球温暖化対策の推進等

北海道洞爺湖サミットで、主要8カ国は2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を50%削減するとのビジョンを共有し、採択することを求めることで合意した。我が国として長期目標に対応するためにも、京都議定書での約束を確実に達成することが重要であり、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって、実効性のある対策を着実に推進すること。

自動車からの環境負荷低減に関しては、渋滞緩和や低燃費車の普及促進等による地球温暖化防止策の充実に加え、排出ガスの規制強化、低公害車の普及促進等による大気汚染防止策の一層の充実を図ること。

また、光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸における汚染物質の影響が示唆されていることから、広域的なルール作りなど国際的対応も視野に入れた対策を講じること。

【背景・理由】

地球温暖化の進行は、地球規模で生物多様性に関わる重大な危機をもたらし、私たちの生存基盤を脅かす深刻な問題であり、温室効果ガスの削減に向けて、世界全体での対応が求められている。

そうした中、先般の北海道洞爺湖サミットにおいて、主要8カ国は、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減させるという長期目標を共有することで一致し、自らの指導的役割を認識し、野心的な中期の国別総量目標を実施することや革新的な技術開発のための国際的イニシアチブを立ち上げることなど、率先して温室効果ガスの削減に努めることが合意されたところである。

そのため、国内における温室効果ガス削減については、本年3月に全部改定された「京都議定書目標達成計画」に基づいて、排出削減対策及び森林等の吸収源対策を着実に推進するとともに、多くの国民が温暖化防止の具体的な行動を始めよう、国民運動をより効果的・効率的に推進する必要がある。

目標達成のためには、国、地方公共団体、事業者、国民などあらゆる主体の一層の努力が必要であり、力を合わせて真剣に取り組まなければ成果は上がらない。併せて、実効性のある対策を推進するために必要な財源の確保、制度の整備が必要である。

また、温室効果ガス削減の一手法として、関係審議会等において論議されている環境税等については、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに国民のコンセンサスを得ながら導入に向けた検討を進める必要がある。

大気汚染については、昨年5月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」が改正され、また従前より汚染の度合いが深刻である大都市部において、地方公共団体における独自の取組みとして、隣接する団体が共通の規制条例を設けるなど、各種施策の実施に当たって、広域的に取り組んでいる。

今後は、大都市部を中心とした特定地域にとどまらず、全国的に取り組む必要があり、より一層広域的に施策の強化を図る必要がある。

昨年の光化学オキシダント注意報の発令は、28都府県、延べ日数220日となり、被害届者が1,910人にのぼるなど従来は発令がなかった地域でも発令されている。これは平成18年度の177日に対し約24%の増加となっており、国民の健康や生活に大きな影響が生じており早急に原因を究明し対策を講じる必要がある。

なお、国において、昨年7月に学識経験者で構成する「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」が設置され12月には中間報告がなされたが、汚染の原因についての明確な結論は示されず、今後の課題として調査研究・モニタリングの一層の推進や国際協力の推進が挙げられている。

また、昨年5月に26都府県で発生した光化学オキシダント注意報の原因については、国立環境研究所等の調査で、中国から飛来する大気汚染物質の影響が大きいとの報告がなされるなど、いわゆる越境大気汚染が懸念されている。

【具体的な要望事項】

- (1) 「京都議定書」において我が国に義務づけられた削減目標を確実に達成するため、「京都議定書目標達成計画」の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組んでいくとともに、実効性ある対策を推進するための必要な財源の確保、制度の整備に努めること。
また、温室効果ガス排出量の大幅な削減に向け、「京都議定書」に定める第一約束期間以降の中期的な目標を早期に策定すること。
- (2) 地球温暖化防止に向けた国民運動をより効果的・効率的に推進するため、その企画立案実施に当たっては、国、都道府県、市町村、産業界、マスコミ等を交えて検討すること。また、地方公共団体、マスコミ等と連携して施策を実施すること。
- (3) 国際会議等や政府間交渉において日本政府が主導権を発揮し、すべての国が地球温暖化防止に向けた行動を始めるよう各国へ働きかけること。
- (4) 低公害・低燃費車、大気汚染物質の排出の少ない燃料及び化石燃料に代わるエネルギーの普及に向け、技術開発及び条件整備を図るとともに、自動車メーカー等の民間に対しても、一層の働きかけを行っていくこと。
- (5) 国内排出量取引制度やカーボン・オフセットなどのシステムについては、温室効果ガスの実質的な削減に結びつくようなものとして構築し、その普及に取り組むこと。また、中小企業における省エネ対策などの取組みへの支援策を充実すること。

- (6) 地球温暖化対策の推進のためには、国民一人一人の意識の変革が重要であることから、環境面から社会システムのあり方や、24時間営業やジャストインタイム輸送等の過剰なサービス、国民のライフスタイル、ワークスタイルの見直しについて、働きかけを行うこと。
- (7) 環境税などの経済的な手法で環境保全の行動を促す仕組みについては、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに、地方公共団体が環境政策に果たす責任と役割を踏まえ国民のコンセンサスを得ながら導入に向けた検討を進めること。
- (8) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸における汚染物質の影響が示唆されていることから、広域的なルール作りなど国際的対応も視野に入れた対策を講じること。

2 生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

生物多様性に関しては、先に2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の愛知・名古屋での開催が決定され、また、北海道洞爺湖サミットで採択された首脳宣言において、その保全及び持続可能な利用の重要性が明記されたところである。

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、各地域で総合的な対策が推進できるよう、地球温暖化対策と同様に、国は自らの責務を認識し、施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、必要な支援を行うとともに、多様な主体による取り組みが積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

【背景・理由】

生物多様性は、我々のいのちと暮らしを支える重要な役割を果たしており、その保全と持続可能な利用を図ることは、喫緊の課題である。

そうした中であって、国は、生物多様性条約に基づく国の施策の目標と取組みとして、平成19年11月に「第3次生物多様性国家戦略」を策定し、今後、地方公共団体、企業、NGO、国民等と連携しつつ、政府と一体となって本戦略の具体化を図ることとしている。また、本年5月に「生物多様性基本法」が可決・成立し、地方公共団体が生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとされている。

本年3月、千葉県での「G20グレンイーグルス閣僚級対話」において、生物多様性への配慮を推進し、保全に向けて積極的な貢献を強め、行動されることを強く求めた。

本年5月の兵庫県でのG8環境大臣会合において、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意している。

また、ドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）において、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催地が愛知・名古屋に決定されたところである。

先の北海道洞爺湖サミットにおいても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性について、合意文書に盛り込まれたところである。

従って、生物多様性の保全及び持続可能な利用について、地方公共団体における計画的・総合的な対策が図られるよう、次の事項について要望する。

【具体的な要望事項】

- (1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用について、地域での取組みが総合的に推進できるよう、地球温暖化対策と同様に、国は自らの責務を認識し、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組むとともに、地方公共団体

- 等の責務の実行に必要な支援を行うこと。
- (2) 生物多様性の重要性を社会に浸透させるとともに、民間企業、N P O など多様な主体による取組みが積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を実施すること。
 - (3) 平成 2 2 年に愛知・名古屋で開催される生物多様性条約第 1 0 回締約国会議 (C O P 1 0) は、2 0 1 0 年目標の達成状況の検証や新たな目標作りを行う重要な会議であるため、S A T O Y A M A イニシアティブの推進、生物多様性の資源管理のための国際的ネットワークの構築、地球温暖化が生物多様性に与える影響の地球規模のモニタリングの強化など、国際社会に貢献できる先駆的な方針を提案するとともに、開催国にふさわしい生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策の充実に努めること。また、開催地地元と連携しつつ所要の準備を進めること。

3 廃棄物対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、推進すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図るとともに、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、持続可能な循環型社会を形成するために、製品の製造者などが製品の使用後にも一定の責任を果たす拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう廃棄物処理システムを早期に構築すること。

【背景・理由】

廃棄物については、減量化・再生利用の推進と併せて、廃棄物処理施設の整備が図られているところであるが、有害廃棄物の適正処理、最終処分場の環境保全対策や不法投棄等不適正処理対策など、廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための諸施策を充実する必要がある。

産業廃棄物最終処分場については、民間処分場が設置困難で、容量不足が見込まれることから、量的に補完するものとして公共関与による確保が必要である。さらに、経済活動の広域化に伴い産業廃棄物も都道府県域を超え広域移動する実態があることから、公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備を推進する必要がある。

有害廃棄物のうちPCB廃棄物については、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が成立し、適正処理を進めるための仕組みが構築された。既に全国5ヶ所の拠点的広域処理施設での操業が開始されているが、これらに加え微量PCBを含めた全てのPCB廃棄物の処理体制を早期に確立し、安全かつ効率的な処理に努めていくべきである。

処分場等、廃棄物処理施設の在り方については、安定型最終処分場を生活環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場所に設置する場合、規制の一層の強化が必要であるとともに、施設の信頼性を向上させるため、処分場等の建設に係る技術開発を推進する必要がある。また、安定型最終処分場について管理上の問題が生じていることから、安全で適正な維持管理を確保するための技術的対策を含め制度の確立が必要である。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」については、平成16年4月に産業廃棄物の不法投棄の罰則強化、硫酸ピッチの取締り強化や都道府県境をまたぐような大規模な不法投棄事案への国の積極的な関与を内容とした改正が行わ

れ、さらに、平成17年4月に産業廃棄物管理票制度の強化、平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場についても対象とする維持管理積立金制度の拡大等を内容とする改正が行われた。

しかし、相次ぐ不法投棄された産業廃棄物や特定家庭用機器等の撤去など、処理対策が自治体にとって大きな負担となっていることから、単に罰則の強化などの措置のみならず、不法投棄の防止対策など、実効性の確保が十分に担保された仕組みを構築する必要がある。

「リデュース・リユース・リサイクル」について、広く国民に対して普及・啓発を図り、より効率的な循環型社会システム構築のため、「環境関連産業」育成を積極的に推進するほか、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製造段階から排出抑制に取り組んでいくとともに、リサイクル関連制度の更なる拡充や安全・安心な廃棄物処理体制の整備を図るなど「ごみゼロ社会」実現に向けた取組みを着実に進めることが重要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 産業廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための施策の充実を図ること。
- (2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備を促進すること。
- (3) PCB廃棄物の適正処理を推進するための施策の充実を図ること。特に蛍光灯安定器及び微量PCB混入電気機器等について早急に処理体制を整備すること。さらに、安全かつ安定的な処理について日本環境安全事業株式会社の指導監督を徹底すること。
- (4) 安定型最終処分場を設置するに当たっては、処分場周辺の水道水源域等生活環境への影響に配慮して、設置の許可基準及び処分場への廃棄に関する規制を強化するとともに、処分場等の建設に係る技術開発を推進すること。さらに、安定型最終処分場の維持管理については、安全で適正な管理が確保できるよう技術的支援を確立すること。
- (5) 産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収の方法などについて実効性ある制度を確立するとともに、処理体制等の整備・拡充を図ること。
また、特定家庭用機器再商品化法に係る前払い制度の導入や対象品目の拡大について、引き続き検討を進めること。
- (6) 廃棄物の資源化や適正処理を推進する観点から、「循環型社会形成推進基本計画」のフォローアップを十分に行い、基本計画の一層の充実を図ること。
- (7) 廃棄物処理等についての国民の関心・理解を一層増進させるために、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及啓発を積極的に行うこと。
また、拡大生産者責任の考え方を徹底し、再使用・再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組みの促進を図ること。
- (8) 容器包装廃棄物の発生抑制と再使用を促進するため、「容器包装に係る

分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に係る事業者と区市町村との役割分担及び費用負担の見直しについて、事業者負担の明確化の視点から引き続き検討を進めること。

4 アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、健康被害を発見するための検診制度の確立や患者救済のための石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制の強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

【背景・理由】

アスベストを原因とする疾病は発症までの期間が長く、今後、更に健康被害者の増加が予想され、また、建築物解体等による吹き付けアスベストやアスベスト成形板などのアスベスト廃棄物の増加が見込まれるなど、長期的・継続的な取り組みが必要となっている。

各都道府県は、問題の重要性に鑑み、国の対応に先立って、相談窓口の開設、既存の建築物における使用実態調査及び除去対策、アスベスト飛散防止に係る条例の制定を始めとした製造事業者や解体現場への立入調査の実施、健康被害の予防措置など全力で取り組んでいる。

一方、国においては、平成17年12月に関係閣僚会合で「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめ、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度を開始するとともに、飛散防止等に係る関係法令の改正など各般の施策を推進しているところである。

しかしながら、アスベストと関連疾患の発症の因果関係の解明や早期発見のための検診体制の確立、公共施設や民間建築物におけるアスベストの継続的な使用実態の把握及びその除去対策の円滑な推進など、取り組むべき多くの課題が残されている。また、国は、これまで、建材等に使用されてきた石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)としてきたが、最近、建築物における吹付け材からアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト(以下「トレモライト等」という。)が検出された事案が明らかになったとして、石綿の対象をクリソタイル等に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類(6種類)を対象とする旨の分析調査の徹底を求める通知を発した。今後、この通知を踏まえ、地方公共団体等においては再調査を実施しなければならないが、トレモライト等の使用実態などに関する情報が極めて少なく、対策推進の障害となっている。

そもそもアスベスト問題については、アスベストの使用禁止等の措置について国の対応の遅れにより生じた問題でもあることから、国民の安全と安心を確保する立場から、国の責任において早急に措置を講じるよう強く提案する。

【具体的な要望事項】

- (1) 関係省庁が設置している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的な相談支援体制を充実すること。

- (2) アスベストと健康被害の因果関係の解明に努め、労働災害における健康被害者とその他の健康被害者との間等で、救済措置に格差が生じることのないよう、十分な措置を講じること。
- (3) 健康被害者の早期発見のための検診方法の確立、治療方法の研究、地域による偏りのない治療体制の充実、医療スタッフの確保と知識・技術の向上などを図るとともに、検診費補助等の必要な措置を講じること。
- (4) 「中皮腫登録のあり方についての研究」の一環である健康調査を希望者すべてが受診できるよう対象者を拡大し継続的な実施を図ること。また、経過観察が必要な者については継続した健康管理を国の責任において行うこと。
- (5) 大気中のアスベスト濃度や建材中のアスベスト含有に関して、正確かつ迅速に測定する手法の開発を行うこと。
- (6) 一般大気環境におけるアスベストの環境基準を設定し、継続的な濃度調査を実施するなど監視体制の一層の強化を図ること。また、アスベスト除去等作業現場及び含有建材破砕作業場における敷地境界基準を設定し、大気汚染防止法に濃度測定義務を規定すること。
- (7) アスベスト廃棄物の国による安定的な処理体制を早期に確保すること。
- (8) アスベスト及びアスベスト含有建材の取扱事業者、使用実態、経年劣化、管理方法等について、国が把握している情報を一元的にとりまとめ、国民に対して早急に分かりやすく提供すること。
- (9) 従来使用されていないとされていたトレモライト等 3 種が検出されたことを踏まえ、トレモライト等の使用に関する実態や輸入経路等を速やかに公表し、必要な対策を講じること。
また、公共施設及び民間建築物の再調査及び除去等の経費については、国が財政的な支援を行うこと。

【 災害対策・国民保護関係 】

1 災害対策の推進について

1 災害対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、災害予防対策を充実するとともに、応急体制を一層整備すること。

また、被災地の地方公共団体への財政措置を充実強化すること。

【背景・理由】

災害は被災地の地域社会・地域経済に大きな影響を及ぼす。

災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、建物・構造物等の耐震化や市街地の不燃化促進等による災害に強いまちづくりや、中山間地等の総合的な防災対策を進めるとともに、地震、火山等の予知観測体制を強化し、あわせて、災害発生時の初動体制の確立強化等応急体制の一層の整備が必要である。

また、被災地の社会生活の安定と速やかな地域経済活動の復興に向けて、復旧・復興対策に取り組む地方公共団体の財政需要の増加、税収の減少等の事情を考慮し、事業を円滑に推進するための財政措置を充実する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地震・活動火山における予知観測体制を強化するとともに、活断層及び海溝型地震に関する調査を推進し、対策方針を確立すること。
- (2) 「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」、「首都直下地震対策大綱」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」に基づき、総合的な対策を早急に推進すること。
- (3) 自然災害及び大規模事故災害等に係る災害予防又は発災直後の正確な情報を速やかに掌握する情報収集システム及び情報通信基盤を充実強化し、迅速かつ効果的に災害に対処し得る初動体制を確立強化すること。
また、緊急警報放送システムや地上デジタル放送の活用など、避難勧告や災害発生時の情報伝達システムを充実強化し、迅速かつ確実に実行できる体制を整備すること。
- (4) 陸路が寸断された場合でも迅速かつ円滑な災害救援に対応するため、医療や避難者収容等の災害救援諸機能を備えた船舶を整備すること。平常時での利活用としては、各地へ寄港しての救急医療研修や離島等の医療過疎地への巡回といった場面にも役立てていくこと。
- (5) 平成20年12月31日をもって期限が切れる住宅に係る耐震改修促進税制における所得税額の特別控除について延長すること。

2 大規模災害に対する総合的復興支援制度の確立

地震や台風等の大規模災害により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

あわせて、共済制度とともに地震保険制度の充実についても、引き続き検討を行うこと。

また、災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに応じた制度改善を図ること。

【背景・理由】

地震や台風等の大規模災害は被災した地域の社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、その早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立する必要がある。

また、共済制度については、兵庫県において制度化されたが、全国的な共済制度についても、引き続き検討する必要がある。

さらに、被災した住宅の再建のためには、現行の被災者生活再建支援制度だけでは不十分であり、地震保険のより一層の普及を図る必要がある。

災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに対応できるような制度の改善を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建の早期促進を図る観点から、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理等の住宅支援策について、被災者のニーズに応じた制度に改善を図ること。

2 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定するとともに、生活関連等施設に係る政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民に対する国民保護への一層の啓発に努めること。

【背景・理由】

武力攻撃事態対処法に基づき国民保護法が平成16年9月に施行され、平成17年度には都道府県で、平成18年度には市町村で国民保護計画の作成に取り組んだことから、今後は運用面での更なる整備が必要となる。

国民保護において、都道府県の区域を越えて避難が必要となる事態など複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等については、国の避難措置の指示等の具体的内容やそれに伴う要避難地域を管轄する都道府県知事と避難先地域を管轄する都道府県知事との避難における役割分担及び要避難地域の市町村が行う避難住民の誘導の範囲などが明確になっていないことから、国において大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等の策定をする必要がある。

国民保護法施行令に規定される生活関連等施設は、施設の性質、規模等が様々であり、また、その施設も多いことから、武力攻撃事態等において、それらすべての施設の安全を確保することは困難であり、安全確保しなければ国民生活に著しい支障又は周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれのあると認められる重要施設に限定するなど、施行令の規定を見直す必要がある。

また、国民保護は法定受託事務であり、地方公共団体が行う物資及び資機材の備蓄整備並びに訓練などについても国において所要の措置を講じる必要がある。

加えて、国民保護等の危機管理に関し、都道府県において迅速な初動体制をとるためには、国からの迅速かつ適切な情報伝達が前提であり、緊急情報伝達の仕組みの改善が必要である。

さらに、国民保護の推進に当たり、国民保護について国民の理解を深めることは、最も重要であることから、一層の啓発が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等については、国の避難措置の指示等の具体的内容や役割分担等が明確になっていないこ

とから、国においては、避難、救援におけるシミュレーションを実施し、対処マニュアルを策定するなどして、国の指示事項の内容及び国、都道府県、市町村が行うべき役割等を明示すること。

- (2) 生活関連等施設は、施設の性質、規模等が様々であり、また、その施設も多いことから、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要となる重要施設に限定するなど、政令の基準を見直すこと。
- (3) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などについて財政措置を講じるとともに、実動訓練を想定したマニュアルの作成など支援の充実に努めること。
- (4) 危機管理に関する情報の迅速な伝達に努めること。
- (5) 国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【 国際化・基地・領土・拉致・難民・座礁船舶関係 】

1 地域国際化の推進について

地方空港・港湾のC I Q体制の整備・充実を図ること。

海外日系人や在留邦人等に対する支援を行うとともに、多文化共生社会を推進する体制を整備すること。

また、留学生対策の総合的推進、国際交流・国際協力事業に対する支援を拡大し、国際化に対応した地域づくりを総合的に推進すること。

来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」の締結相手国の拡大を図ること。

また、地域国際化協会に対する特定公益増進法人への認定を促進し、民間交流組織の充実を図ること。

【背景・理由】

国際社会ではグローバル化が進んでおり、海外で活躍する邦人が増える一方で、日本を訪れ、また、定住する外国人も増加している。そのため、多文化共生施策や国際交流、国際協力事業の展開等地域における多様な分野での国際化の推進が求められている。

また、在留外国人の増加に伴い、きめ細かな行政サービスの必要性が高まっており、その都道府県の果たす役割はますます重要なものとなっている。

【具体的な要望事項】

(1) 地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾におけるC I Q(税関、出入国管理、検疫等)体制を整備・充実すること。

(2) 日本国籍を有する海外日系人や在留邦人を支援するため、厚生年金の受給資格期間に海外居住期間が年齢に関係なく算入される制度の改正を図ること。

また、在外被爆者が居住する国において、実情に即した援護が受けられるよう制度の見直しをすること。

(3) 国籍や民族などのちがいに関わらず全ての住民が共に安心して暮らせ、活躍できる多文化共生社会の形成に向けて国における総合的な推進体制を整備すること。また、外国人の正確な居住実態を把握する制度を整備するとともに、外国人児童生徒の教育、日本語学習支援体制、保険・年金・医療等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。

とりわけ、医療については、生命や健康にかかわる問題であることから全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討を行うこと。

(4) 留学生に対する奨学金の拡充、宿舎の確保、就職支援等総合的な受入体

制を充実すること。

- (5) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れ（入国事前審査・査証発給事務の簡素化・迅速化）等の支援を推進拡充すること。

さらに、地方公共団体が行う国際協力事業に対し、政府開発援助等国による包括的な支援策を講じること。

- (6) 北東アジア諸国との経済交流の活発化を図るため、ビジネスマン向け数次査証の発給に係る要件の緩和を図ること。

- (7) 不法滞在・就労者等については人権に配慮しながら引き続き啓発活動・取締体制の強化等国としての明確な対応策を講じること。また、日本国内で犯罪を犯した外国人については、被害者の感情を考慮して、国内で裁くことができるよう未締結国との間に「犯罪人引渡し条約」を締結すること。

- (8) 地域国際化協会として位置づけられている諸団体の財政基盤の強化を図るため、税法上の寄付金控除の対象となる特定公益増進法人としての認定を促進すること。

2 基地対策の推進について

米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

米軍人等による事件・事故の再発防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう申し入れること。

また、米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

さらに、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

なお、周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

【背景・理由】

非核三原則を堅持するとともに、基地等に起因して生じる諸問題を解決するため、関係地方公共団体の意向を十分に尊重しながら住民の福祉の向上を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

(1) 米軍基地の総点検を行い、関係地方公共団体の意向を尊重の上、積極的に整理・縮小、早期返還を促進するとともに、米軍基地機能等の変更については関係地方公共団体と事前に十分協議すること。

また、平成18年5月1日に日米間で合意がなされた在日米軍の再編については、各基地が置かれている特殊事情を充分考慮し、関係地方公共団体の意向を尊重するとともに、適時・適切に情報提供を行うこと。

(2) 返還後の基地跡地の利用については、関係地方公共団体が策定する利用計画を十分尊重し、当該地域の振興に配慮すること。さらに、処分条件等について無償譲渡や無償貸付けなどの優遇措置や国による積極的な事業実施を図ること。特に返還後の国有地を緑地又は公園として整備する際は、道路と同様に譲渡又は無償貸付とすること。

また、返還に係る雇用対策等の諸課題を解決するため適切な施策を講じること。

(3) 航空機の整備点検、パイロット等の安全教育、住宅地域及び工場地帯上

空での飛行制限、夜間離着陸訓練、各地で行われる低空飛行訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

- (4) 基地運用等に関する情報の事前提供と協議、航空機燃料・弾薬等危険物の管理・輸送及び演習時の安全確保を図ること。
- (5) 繰り返される米軍人等による事件や事故に対し、一層の綱紀粛正及び教育の徹底を行うとともに、具体的かつ実効性のある再発防止策を講じること。

また、米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議をするために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

- (6) 米軍基地に起因する環境問題や米軍人等による事件・事故等から国民の生活と人権を守るため、早急に日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
- (7) 航空機騒音・水質汚濁・大気汚染等の基地に起因する公害の防止に努めること。
- (8) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に当たり、関係地方公共団体の意向を十分尊重し、同法に基づく各種事業を拡充強化すること。
- (9) 米軍管理となっている空域の航空交通管制業務を見直し、民間航空機の安全と円滑な運航を確保すること。
- (10) 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」等の運用に当たっては、適時・的確な情報の提供に務めるとともに、地方公共団体の意見を聴取し、その意向を十分尊重すること。

3 北方領土及び竹島問題の早期解決について

北方領土の早期返還及び竹島の領土権の早期確立を図ること。

【背景・理由】

わが国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還並びに竹島の領土権の確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決促進を図ることが緊要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還実現のため、粘り強い外交交渉を行うとともに、国民世論並びに国際世論の喚起に努めること。
- (2) 竹島の領土権の早期確立のため、国際司法裁判所における解決を含め、外交交渉の新たな展開を図るとともに、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置し、国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

4 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、併せて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置の見直しに当たっては、拉致問題の進展状況も判断材料とすること。

【背景・理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において、金正日総書記は北朝鮮による拉致を認め謝罪をし、拉致被害者5名の帰国が実現した。

しかし、他の拉致被害者については不明や死亡と残念な結果が報告され、帰国した被害者の家族は北朝鮮に取り残されたままとなった。

その後の政府における対応としては、平成15年1月の「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」、平成16年2月の「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」を成立させるとともに、同年5月22日には2回目の日朝首脳会談を行い、拉致被害者のうち死亡・未入国と伝えられた安否不明の方々についての本格的な再調査を約束するとともに、拉致被害者家族5名が帰国し、その後、7月には残っていた拉致被害者の家族3名の帰国が実現した。

いまだに安否不明となっている拉致被害者の生存確認や早期帰国をはじめとした拉致問題の全面解決に向け、政府においては、これまでに、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」及び「油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律」を制定し、また、平成18年6月には、拉致問題など北朝鮮の人権状況が改善しない場合に、経済制裁措置の発動を促す「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が成立している。

このような中、平成18年7月に北朝鮮がミサイルの発射を強行したことに對し、政府は「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」の規定に基づき、「万景峰92号」の6ヶ月間の入港を禁止する措置を閣議決定した。平成18年10月には北朝鮮の核実験の発表に対して、平成19年4月13日までの約6ヶ月間、それまでの万景峰92号1隻から全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止するなどの措置を閣議決定した。

しかし、その後情勢は変わらず、平成19年4月13日北朝鮮に対する制裁措置の期限延長を行い、同年10月9日閣議において再度の期限延長をした。

さらにその延長期限を迎え、平成20年4月11日の閣議において3度目の

期限延長を行っている。

平成20年6月11日、12日に北京で開催された日朝実務者協議において、北朝鮮は、「拉致問題は解決済み」としていた従来の立場を変更して、拉致問題の解決に向けた具体的行動を今後とるための再調査を実施することを約束した。

「再調査」は、「生存者を発見し、帰国させるための調査である必要がある」旨を日朝双方で同意し、今後、調査の具体的態様等につき日朝間で調整していくこととなった。

北朝鮮側が、具体的な行動をとることを約束したことを受けて、日本側も人的往来の規制解除、航空チャーター便の規制解除などの措置をとることを表明しているが、これらの措置は今後必要な調整を行った上で、実施に移されることになるとしている。

一方、アメリカは北朝鮮による同国の核計画に関する申告を受けて、6月26日に議会へ北朝鮮の「テロ支援国家」指定解除を通告した。なお、これに先立ち、ブッシュ大統領は6月25日に電話で福田康夫内閣総理大臣と意見交換を行い、拉致問題について今後も日本側と緊密に協力していく意向を表明した。

また、7月7日から9日まで北海道洞爺湖で行われたサミットにおいて、初めて政治問題に関する首脳宣言に「拉致問題等の未解決の懸案事項の解決」と明記されたほか、議長総括には「北朝鮮に対し、拉致問題の早期解決を含むその他の安全保障並びに人権及び人道に関する懸念に対処するために速やかに行動するよう強く要請する」と盛り込まれた。9日に行われた日中首脳会談においても、胡錦涛国家主席に対し、「北朝鮮は未だ具体的行動をとっておらず、日本側としていわゆる制裁を一部解除する状況にない」旨説明した。胡錦涛主席からは「日本の拉致に関する関心を理解する、中国としてこれからも適切な形で推進していく」旨が述べられた。

このようななかで政府は、拉致被害者の家族も高齢化している現状からも、国民の生命・安全を守るという最も重要な役割を果たすため、国際的な後押しも最大限に生かし、一刻も早く問題の解決を図る必要がある。

5 難民漂着事案等に対する体制とマニュアル等の整備について

難民等の漂着事案における国の役割を明確にするとともに、国として体制整備や対処マニュアル等の策定を行うこと。

【背景・理由】

青森県で脱北者漂着事案が発生したが、今後、日本海側の各府県では、同じような事案の発生や大量難民、武装している可能性のある難民等の漂着事案の発生も懸念される。国として国民の安全安心を確保するための対策を早急に講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 着岸する前に対処できるよう国の体制を整備し、水際対策の強化を図ること。
- (2) 漂着事案が発生した場合に、国、都道府県、市町村、関係機関が緊密に連携し、迅速な初動対応が実施できるよう、国として連絡体制や情報共有体制の整備を図ること。
- (3) 武装している可能性のある難民等の漂着事案に迅速かつ的確に対応するために、国の役割を明確にするとともに、対処マニュアル等の策定を行うこと。

6 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

【背景・理由】

放置座礁船の撤去については、平成16年度から補助制度が拡充され、地元負担の軽減が図られたが、全額補助ではないため、厳しい財政事情のもとその対応に苦慮していることから、外国船舶の座礁放置が生じた場合には、国の責任において処理する制度を確立する必要がある。

なお、外国船舶の座礁放置を防止するため、平成17年3月に日本に寄港する外国船舶についてはP I保険への加入を義務づける制度が設けられたが、今般日本に寄港する予定のないP I保険に未加入の船舶が緊急入域し座礁放置する事例が発生したことから、新たな対応策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 外国船舶の座礁事故等による漂流・漂着物や座礁等事故船舶の処理及び処理費用等については、国の責任とする制度を確立すること。
また、これらの制度が確立するまでの間、特別交付税等の財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 日本近海を航行する船舶について、P I保険に加入するよう近隣諸国に要請するなど対応策を講じること。

【 地域情報化関係 】

1 地域情報化の推進について

1 全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等

地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生じることがないように、総合的な情報化施策を推進すること。

【背景・理由】

情報通信技術の進展は、場所や時間にとらわれず、誰もが容易にかつ安価に大量の情報のやりとりを可能とすることから、新たな地域間交流や産業の創出等地域の活性化、いつでもどこでも行政サービスを受けられる電子自治体の推進を図る上で重要不可欠なものである。しかしながら、都市部と比べ、過疎・離島等の条件不利地域を抱える地域においては、採算性等の問題から、民間主導ではブロードバンドサービスや携帯電話などの情報通信基盤の整備が進みにくい状況にある。

また、近年では、市町村合併の進展により、同一自治体の中でも中心部と周辺部の情報格差が発生するという、いわゆる地域内ディバイドが生じる傾向にある。

総務省は、2010年度をターゲットとしたブロードバンド・ゼロ地域の解消や携帯電話不感地帯の解消を実現するため、平成19年10月に「デジタル・ディバイド解消戦略会議」を設置して具体的な施策の在り方を検討してきており、その検討結果を踏まえて策定した新たなデジタル・ディバイド解消戦略に基づき、ブロードバンドや携帯電話の基盤整備を推進することとしている。

今後は、「デジタル・ディバイド解消戦略会議」の検討結果を踏まえ、地域住民が等しく情報化の恩恵が享受できるような全国均衡のあるブロードバンド環境を実現するため、地域のニーズや地理的条件等実状に合った適切な環境の整備を図るための具体的で実効性のある施策を推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地域間の情報格差を是正し、地域におけるブロードバンド環境の整備を推進するため、地域の実情に応じて整備を進めることができるよう規制緩和を含む支援策を大幅に拡充すること。
- (2) 電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークを整備するための規制緩和を含む支援策を拡充すること。
- (3) 携帯電話不感地帯解消策を始めとした情報通信に関する地域間格差是正のためのあらゆる施策を強化するとともに、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

2 地上デジタル放送への円滑な移行

地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、すべての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、中継局等地上デジタル放送の送受信環境の整備のため適切な措置を講じること。

【背景・理由】

地上アナログ放送が全面停止される2011年7月まであと3年となった今、中継局の整備を中心に、視聴者の多様なニーズや個別の地域状況に合わせた共聴施設、CATV、IP同時再送信等のインフラ整備が必要である。そのためにはデジタル放送の視聴が可能な状況の調査や具体的対応策の検討を早急に行わなければならない。

なお、中継局の整備については、放送事業者が最大限自助努力を行うことが前提であるが、特に、山間部や島しょ部など、個々の地域事情のため放送事業者による対応が困難な場合については、国による具体的な指導・支援が必要である。

また、少数チャンネル地域や都道府県境地域では、現在のアナログ放送においてもCATVや共聴施設などによって区域外の放送を受信しており、これらの地域の住民にとっては、現在視聴している放送局の番組が完全にデジタル化しても引き続き視聴できることは最低限の条件である。

すでにテレビ放送は民放も含め実質上のユニバーサルサービスとなっており、災害時における地域の安全・安心情報や選挙権を行使するための選挙報道も視聴していることから、地域によってアナログでは視聴できた放送がデジタルへの移行によって視聴できなくなることはないよう、地上デジタル放送への完全移行を進める国の責任において適切な指導と対策を講じる必要がある。

また、今後は実際に自分たちが住む地域がどのような方法で地上デジタル放送の視聴が可能となるのか、自分たちにとって視聴に必要なものは何か等個別具体的な問題が住民から出されてくることは明らかである。その疑問にこたえるためには、地域の実情を調査し、具体的個別的問題について徹底した周知広報が必要である。

さらに、すべての国民が等しく地上デジタル放送を視聴できる環境を整えていくためには、国及びメーカー等の努力による受信機器の低廉化の取組みはもとより、受信機器購入やアンテナ整備などに対する支援など、経済的弱者を含む受信者側の課題克服が必要である。

新たな難視聴地域への対応においては、衛星を活用した暫定的な対策が検討されているが、新たな住民負担が発生するとともに、東京キー局の放送となり、安全・安心を含む地域の情報を得ることができないなどの問題があるため、これらの課題を克服する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中継局ロードマップについては、アナログ時の放送エリア100%カバーに向け、より住民に身近な地域に関する更に詳しい情報を提供するとともに、辺地共聴施設の改修や住民の地上デジタル放送対応機器への円滑な移行を促すために2010年の早期には整備が完了するよう、放送事業者に対する指導等を引き続き適切に対応すること。
- (2) 中継局整備に当たり、放送事業者の経営状況や投資効率等の観点から真にやむを得ない理由により自力建設が困難と認められる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、国による支援措置の拡充等により確実な整備を進めること。
- (3) 中継局からの電波によるカバーエリア外においても、遅くとも2011年までにはエリア内と格差なく受信が可能となるよう、受信状況の調査を実施するとともに、既存共聴施設の改修やCATV、IP同時再送信の整備など具体的対策を明らかにし、国の責任において地域の実情に応じた適切な措置を講じること。

特に、辺地共聴施設のデジタル化の支援については、新たな難視聴世帯、デジタル化困難共聴施設への支援の拡充、支援事業の募集時期の弾力化を図るとともに、CATVについては、地方公共団体、民間事業者のCATV整備に関する助成制度の拡充を図ること。
- (4) 少数チャンネル地域等において、従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう、関係する放送事業者に対し適切な指導を行うこと。
- (5) すべてのテレビ視聴者から地上デジタル放送について理解を得るため、地上デジタル放送に関する地域に密接な情報の公開に努めるとともに、放送事業者とともに、個別の状況を踏まえ具体的な相談等にもきめ細かく対応できるよう、総合的な相談窓口を都道府県ごとに整備すること。
- (6) アナログ停波直前に機器購入やアンテナ設置が集中すると、資材や工事業者不足が引き起こされるとともに、デジタル放送非対応の受信機、録画機器等も集中して大量に廃棄されるおそれがあるため、現有の廃棄物処理能力の範囲において機器の切り替えが円滑に進むよう十分に周知するとともに、早めのデジタル対応を誘導するためにも、早期に受信機器の多様化・低廉化を実現することなどについて、関係機関と密接な連携を図ること。
- (7) 衛星によるセーフティネットについて、暫定措置として検討されているが、身近な生活情報や緊急・災害情報、選挙報道など住民が必要とする地域の情報が視聴できなくなることから、まずは、地上系ネットワークの整備が完了するようできる限りの対策を講じること。

その上で、やむを得ず衛星によるセーフティネットを導入する場合には、対象世帯への周知広報を徹底するとともに、セーフティネット期間終了までの地上系ネットワークへの移行計画について、整備の時期や方法を明らかにし、住民及び地方公共団体に費用の負担を求めないこと。

また、暫定期間中においても、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報について、対象世帯へ提供する手法を検討すること。

- (8) 生活保護受給者等の経済弱者については、受信機器購入やアンテナ整備などに対する支援など、関係機関との密接な連携を図りながら国において適切な措置を講じること。なお、その際には、地方公共団体に財政的・人的な負担を求めないこと。
- (9) 地上デジタル放送の受信を口実とした疑わしい機器の購入や工事の勧誘、架空請求等の詐欺行為の対策について関係機関と連携し、その対策を講じること。
- (10) 都市受信障害対策共聴施設の実態を把握する調査を早急に行い、実施責任や費用負担の国の考え方を明確に示すとともに、改修費用が著しく過大となる等の理由によりデジタル化改修が困難な都市受信障害対策共聴施設への支援措置を講じること。

【 過疎対策関係 】

1 過疎地域振興対策の強化拡充について

過疎地域の振興が図られるよう、現行の特別措置法の失効に伴う新たな法律を制定するとともに、過疎地域に対する支援策を強化拡充すること。

【背景・理由】

- ・ 過疎地域の振興対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」を始めとし、3次にわたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど、一定の成果を上げているなか、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成21年度末をもって失効する。
- ・ しかしながら、依然として過疎地域は人口減少、若年層の流出、高齢化の進行により地域活力の低下がみられるほか、財政基盤が脆弱であるなど、いまだ厳しい状況にある。また、生活交通や医療の確保、集落機能の維持が危惧されるなど、過疎地域の問題はより深刻な状況に直面している。
- ・ 一方、過疎地域における水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止、貴重な文化の伝承、都市にはないゆとりある居住環境など非常に大切な多面的機能は、地域の持続的な発展により発揮されるものであり、このような機能を国全体で保全していくとともに、未来の世代に引き継ぐ必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 過疎対策は国家的課題であることを認識するとともに、市町村合併の進展等を踏まえつつ、地域指定の要件や支援のあり方等において過疎地域の実情を十分に把握し、時代に対応したより総合的な過疎対策が展開できるよう、平成22年度を初年度とする新たな法律を制定すること。
- (2) 過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、地方交付税等による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。